

岩泉町

第4期障がい者計画

第7期障がい福祉計画

第3期障がい児福祉計画

---

令和6年3月

岩泉町

## 用語の表記について

### 1 「障がい」「障害」の表記について

この計画では、法令の名称、法令で規定されている用語等で「障害」と表記されている場合を除き、「障がい」と表記します。

### 2 「障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」について

この計画では、「障がい者計画」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」と表記している場合は、それぞれ町の計画を示しています。

## 目次

### 岩泉町障がい者計画

<b>第1章 計画策定に当たって</b> .....	2
1 計画の趣旨.....	2
2 障がい者施策に関わる関連法令の動向.....	2
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画のイメージ.....	5
5 計画の期間.....	7
6 計画の策定体制.....	7
<b>第2章 障がい者を取り巻く状況</b> .....	8
1 町の動向.....	8
(1)人口の推移.....	8
(2)身体障がい者の推移.....	9
(3)知的障がい者の推移.....	11
(4)精神障がい者の推移.....	12
(5)発達障がいのある人の状況.....	13
(6)医療的ケア児の状況.....	13
(7)高次脳機能障がいのある人の状況.....	13
(8)難病患者等の状況.....	13
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	14
1 基本理念.....	14
2 基本目標.....	14
3 施策の体系.....	16
<b>第4章 各施策の方向性</b> .....	17
1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止(重点事業).....	17
(1)障がいを理由とする差別の解消の推進(重点事業).....	17
(2)障がい者の権利擁護の推進、虐待の防止.....	18
2 ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供.....	19
(1)障がいの早期発見と疾病・介護の予防.....	19
(2)教育の充実(重点事業).....	20
(3)医療体制の充実.....	21
3 自己選択・自己決定に基づく自立と社会参加の促進(重点事業).....	22
(1)多様な就労の場の確保.....	22
(2)継続的な就労支援の推進.....	22
(3)情報提供の充実.....	23
4 障がい福祉サービス・生活支援の充実.....	23
(1)相談支援体制の充実・強化.....	23
(2)日中活動支援の充実.....	24
(3)地域移行の推進.....	25

(4) 多様な主体による生活支援の促進.....	26
(5) ボランティアの育成 .....	27
5 安全で安心して暮らすことのできる生活環境の整備(重点事業) .....	28
(1) 住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進 .....	28
(2) 防災・防犯体制の充実(重点事業) .....	28

## 岩泉町障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第1章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画.....	31
1 国の基本指針等.....	31
2 国の基本指針の主なポイント .....	32
3 自立支援サービス利用者.....	34
(1) 障害支援区分認定者 .....	34
(2) 障害福祉サービス支給決定者 .....	34
(3) 障害福祉サービスの利用状況 .....	35
(4) 障がい児通所支援の利用状況 .....	36
(5) 地域生活支援事業利用決定者 .....	36
(6) 特別支援学校在籍児童・生徒数 .....	36
第2章 成果目標と達成に向けた取組.....	37
1 第7期計画の目標値の設定(成果目標) .....	37
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行 .....	37
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	37
(3) 地域生活支援拠点等の整備・機能の充実.....	38
(4) 福祉施設から一般就労への移行等.....	38
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等 .....	40
(6) 相談支援体制の充実・強化等.....	40
(7) 障害福祉サービス等の質の向上 .....	41
第3章 各サービスの見込量と確保のための方策.....	42
1 障害福祉サービス.....	42
(1) 訪問系サービス .....	42
(2) 日中活動系サービス .....	44
(3) 居住系サービス .....	47
(4) 相談支援 .....	48
2 障がい児に対するサービス(児童福祉法に基づくサービス) .....	49
(1) 障害児通所支援 .....	49
(2) 障害児相談支援 .....	50
(3) 発達障がい者等に対する支援 .....	50
3 地域生活支援事業 .....	52
第4章 計画の進行管理.....	56
資料編.....	57

1 策定の経過.....	57
(1) 地域座談会(岩泉町社会福祉協議会主催) .....	57
(2) 町内福祉関係団体連絡会議 .....	57
(3) 宮古圏域自立支援協議会 .....	58
(4) 策定経過 .....	58
町内福祉関係団体連絡会議.....	58
2 アンケート調査の実施 .....	59
(1) 調査の実施 .....	59
(2) 調査概要 .....	59
3 アンケート調査の結果 .....	60
(1) 障がい者(18歳以上) .....	60
(2) 障がい児(保護者) .....	68

# 岩泉町障がい者計画

# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画の趣旨

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障がい福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、障がいのあるすべての人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

「障害者基本法」では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、障がい者も健常者も相互に人格と個性を尊重し合い、共に支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を求めています。

また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、同時に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。

その後も、障がい者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重し、障がいをもつ人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的な障壁の除去をすることを基本理念とした取組が進められています。

さらに、国際的に豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs:Sustainable Development Goals）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて取組が進められており、我が国においてもSDGsの実現に向けて、官民ともに取り組んでいます。障がい福祉施策を推進するに当たって、SDGsを意識して取り組むことで、社会における様々な主体と連携しながら、障がいのある人々の人格と個性が尊重され、その最善の利益が実現される社会を目指します。

これら国の動向を踏まえ、本町では、障害者基本法の理念を実現するため、平成30年度から令和5年度までを計画期間として、町の障がい者福祉施策の基本的な方向性を示した「岩泉町第3期障がい者計画」を策定し、施策の指針としてきました。

また、令和3年度から令和5年度までの計画期間として、「岩泉町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」を策定し、施策を実施してきました。

この度、「岩泉町第3期障がい者計画」及び「岩泉町第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」が目標年度を迎えたことから、本町における障がい者福祉施策の一層の充実を図るため、「第4期岩泉町障がい者計画・岩泉町第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を一体的に策定するものです。

## 2 障がい者施策に関わる関連法令の動向

国の障がい者施策は、障がい者がその人格と個性を尊重され、安心して暮らしていくことができる共生社会の実現を目指し、様々な制度の整備が行われてきました。

近年の主な関連法令の動向は以下のとおりです。

### 関連法令の動向（令和2年度以降）

年	関連法令	概要
平成 28 年 (2016)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○国の行政機関や地方公共団体及び民間事業者による「障がいを理由とする差別」を禁止</li> <li>○政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する「基本方針」を策定</li> <li>○行政機関等ごと、分野ごとに障がいを理由とする差別の具体的内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成</li> </ul>
	改正「障害者雇用促進法」の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雇用の分野における障がい者に対する差別の禁止</li> <li>○障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）を規定</li> <li>○精神障がい者を法定雇用率の算定基礎に追加</li> </ul>
	改正「発達障害者支援法」施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○切れ目ない支援、家族等への支援、地域支援体制構築 等</li> </ul>
平成 30 年 (2018)	改正「障害者総合支援法」の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活と就労に対する支援の一層の充実のためのサービスの新設</li> <li>○高齢障がい者の介護保険サービス利用者負担を軽減する仕組みの創設</li> </ul>
	改正「児童福祉法」の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ニーズの多様化に対してきめ細かに対応するためのサービスの新設・拡充</li> <li>○自治体において障害児福祉計画を策定することを規定</li> </ul>
	「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がい者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡充、文化芸術の作品等の発表の機会の確保等を規定</li> </ul>
平成 31 年 (2019)	「障害者活躍推進プラン」公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害のある方がその個性や能力を生かして活躍できる場のより一層の拡大等</li> </ul>

	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)施行	○視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進 等
令和3年(2021)	改正「障害者雇用促進法」の施行	○「障害者活躍推進計画」策定の義務化、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給等を規定
	改正「障害者総合支援法」施行	○感染症や災害への対応力の強化 ○医療的ケア児への支援などの障害児支援の推進
	「医療的ケア児支援法」施行	○医療的ケア児の健やかな成長及びその家族の離職の防止 等
令和4年(2022)	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行	○障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進
令和5年(2023)	改正「障害者総合支援法」施行	○障害者の多様な就労ニーズに対する支援、障害福祉サービス等についてのデータベースに関する規定の整備
令和6年(2024)	改正「児童福祉法」施行	○障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化

### 3 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「障害者計画」、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」並びに児童福祉法第33条の20に定める「市町村障害児福祉計画」の3計画を一体的に策定するものです。
- (2) 「岩泉町障がい者計画」は、「岩泉町未来づくりプラン」及び「岩泉町地域福祉計画」における障がい福祉に関する実施計画として策定し、本町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定める計画です。
- (3) 「岩泉町障がい福祉計画」は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保のための、「岩泉町障がい児福祉計画」は障害児通所支援等の提供体制を確保するための方策を定める計画です。
- (4) 町が取り組むべき今後の障がい者施策の基本的方向を定めた総合的な計画であり、同時に町民や関係企業、各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針とします。

【根拠法令：障害者基本法・障害者総合支援法・児童福祉法】

○ **障害者基本法第 11 条第 3 項**

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者等の状況を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

○ **障害者総合支援法第 88 条**

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

○ **児童福祉法第 33 条の 20**

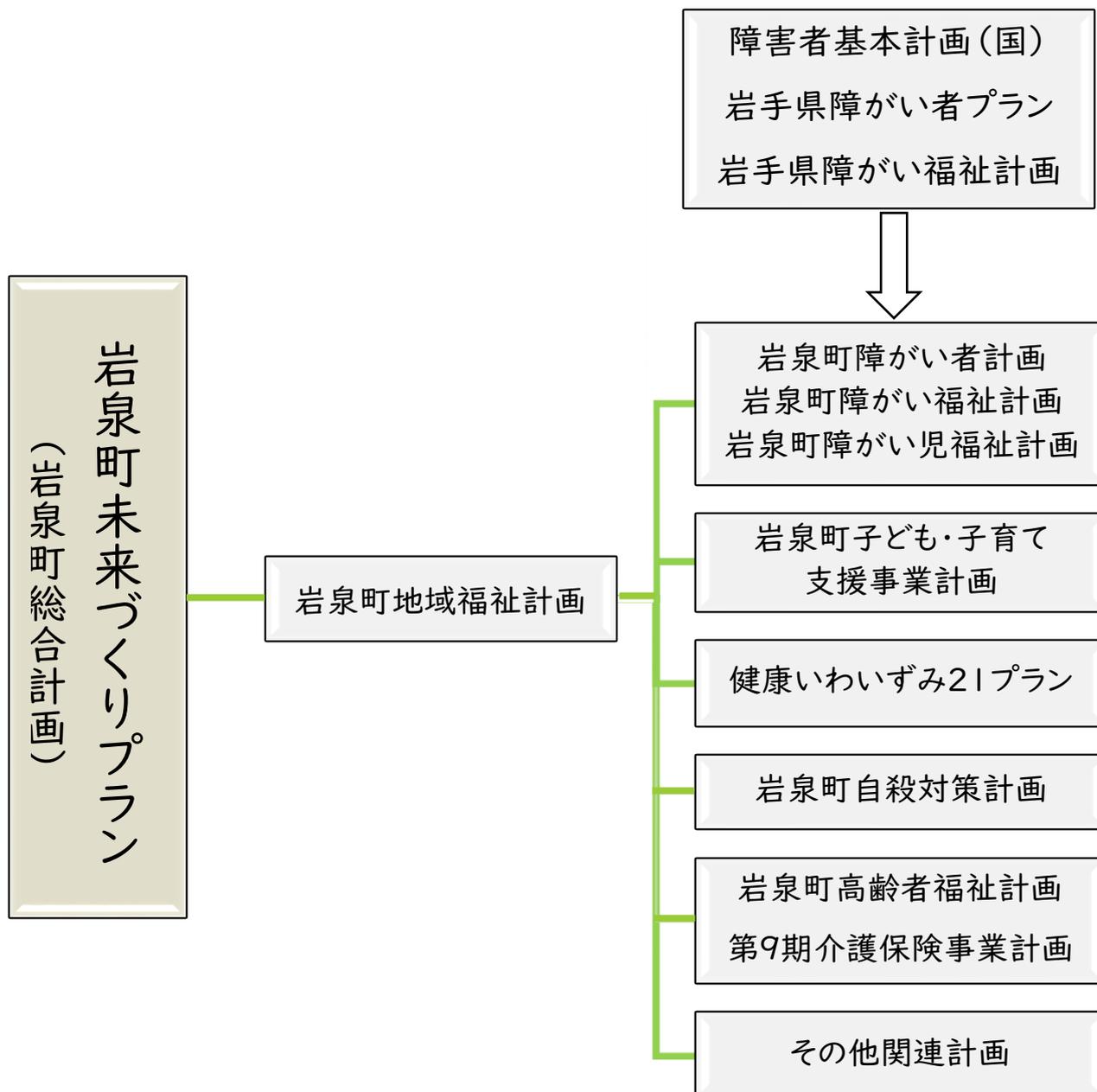
市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
計画内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法第 11 条第 3 項	障害者総合支援法第 88 条第 1 項	児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項
国	第6次障害者基本計画（令和5～10年度）	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針（令和6～8年度）	
県	岩手県障がい者プラン（令和6～11年度）	岩手県障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（令和6～8年度）	
町	岩泉町第4期障がい者計画（令和6年～11年度） 岩泉町第7期障がい福祉計画・岩泉町第3期障がい児福祉計画（令和6～8年度）		

## 4 計画のイメージ

本計画では、町の最上位計画である「岩泉町未来づくりプラン」をはじめ、各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び岩手県が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、本町における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

また、計画の策定にあたっては、「岩泉町地域福祉計画」「岩泉町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」「岩泉町子ども・子育て支援事業計画」「健康いわいずみ21プラン」「岩泉町自殺対策計画」をはじめとする諸計画との整合性を図りながら策定するものです。



## 5 計画の期間

今回策定する「第4期岩泉町障がい者計画」は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間の計画の期間とし、岩手県障がい者プランをはじめ、国や県の施策に沿い、計画的に事業を展開します。

また、「第7期岩泉町障がい福祉計画」及び「第3期岩泉町障がい児福祉計画」は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間の計画の期間とします。

	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
岩泉町総合計画	未来づくりプラン(後期基本計画)						
岩泉町地域福祉計画	地域福祉計画						
岩泉町障がい者計画	第4期障がい者計画						
岩泉町障がい福祉計画	第7期障がい福祉計画			次期計画			
岩泉町障がい児福祉計画	第3期障がい児福祉計画			次期計画			

## 6 計画の策定体制

### (1) 計画策定の体制

障がい福祉に関する団体・障がい福祉サービス事業者・関係機関の代表者等で組織する「宮古圏域自立支援協議会」における意見を取り入れるとともに、岩泉町社会福祉協議会や町内の障がい福祉サービス提供事業所、民生児童委員協議会など福祉関係団体等の意見を伺いながら本計画を作成しました。

### (2) 計画策定への住民参加

本計画の策定にあたって、障がい者等のニーズや生活状況等を把握するため、各障害者手帳所持者(身体・知的・精神)及び障がい児の保護者に対するアンケート調査や町ホームページにおいてパブリックコメントを実施しました。

## 第2章 障がい者を取り巻く状況

### 1 町の動向

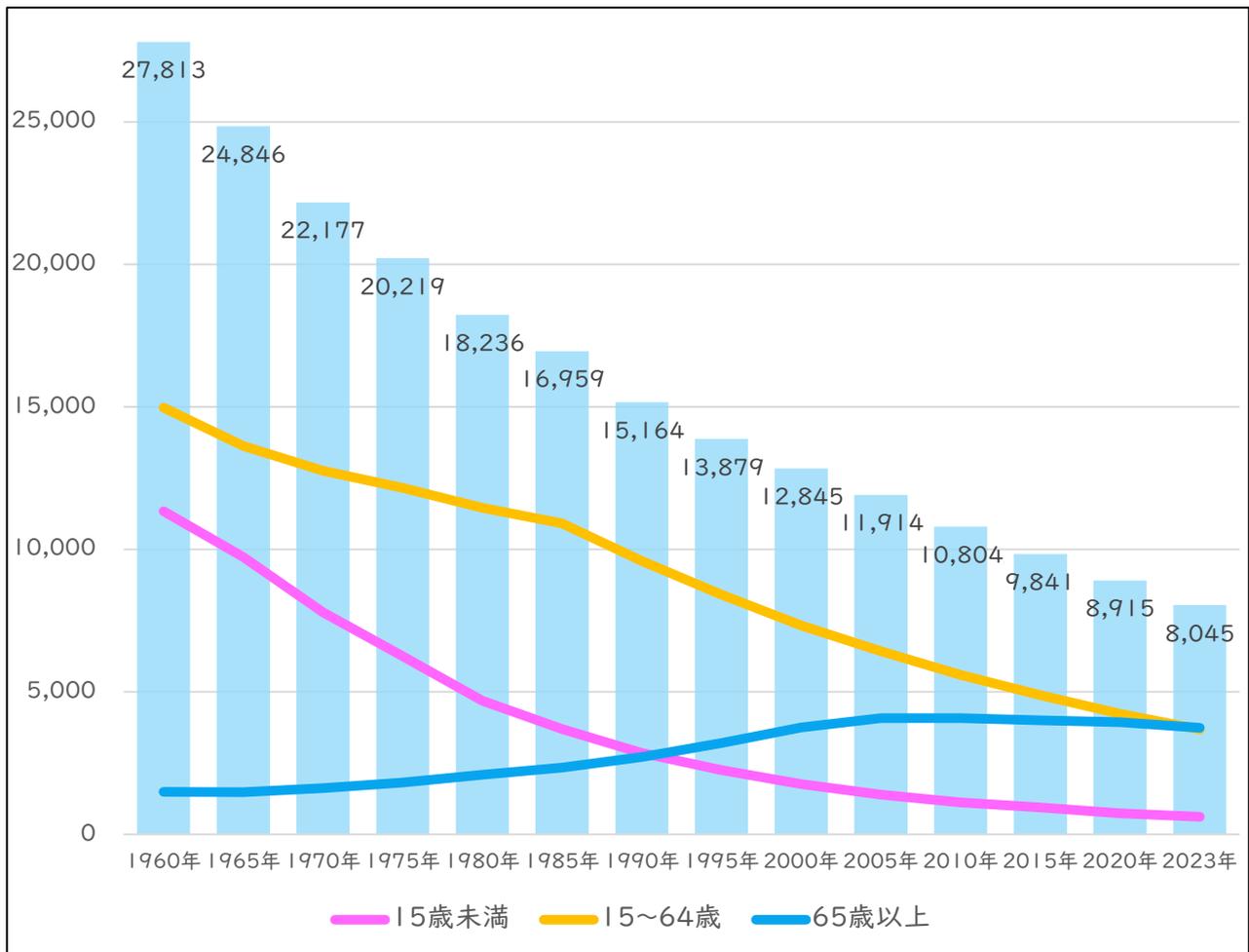
#### (1) 人口の推移

国勢調査による人口をもとにした「総人口」は、岩泉町が誕生した1956(昭和31)年から4年後の1960(昭和35)年の国勢調査時点で既に減少傾向にあり、その後増加することなく減少し続けています。

年齢3区分別人口を見ると、1980(昭和55)年の時点では、「生産年齢人口(15~64歳)」が最も多く、次いで「年少人口(0~14歳)」、「老年人口(65歳以上)」という順番になっていましたが、1995(平成7)年に「年少人口」よりも「老年人口」が多くなっています。その後、「老年人口」は増加を続け、「年少人口」と「生産年齢人口」は減少しています。

● 総人口と年齢3区分別人口の推移

(単位：人)



資料：1960年～2015年「岩泉町統計書」  
2020年・2023年「住民基本台帳」(10月1日)

(2) 身体障がい者の推移

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法第15条に基づき、身体の障がいが続いている状態と認められる人に交付されます。手帳の区分は、1級を最重度とし6級まであります。

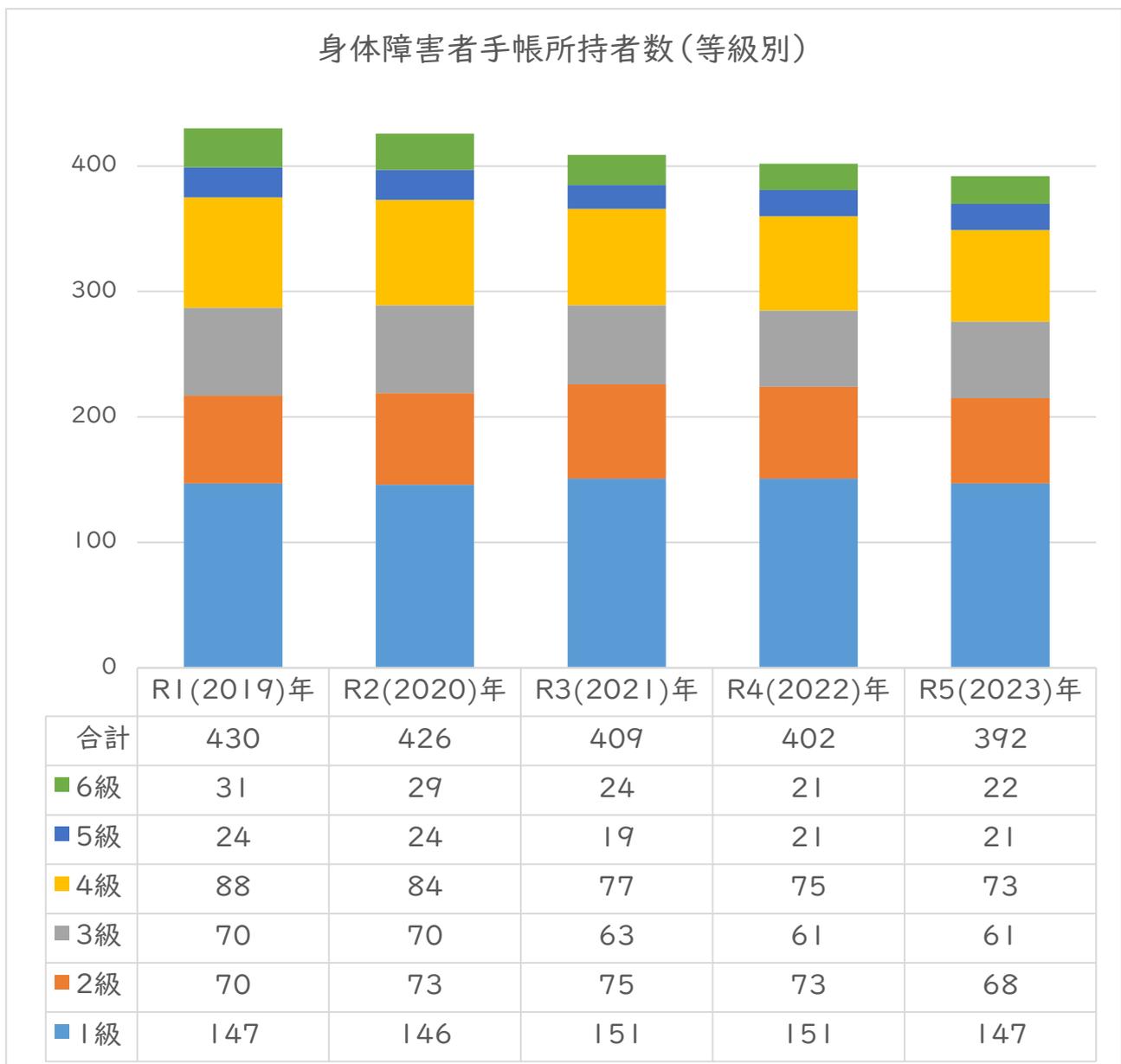
身体障害者手帳所持者数の推移をみると、令和元年度から38人減少しており、令和5年10月1日現在では392人となっています。

令和5年10月1日現在の状況について、等級別にみると、1級が147人と最も多く、次いで4級の73人、2級の68人となっています。

また、障害別にみると、肢体不自由が200人と最も多く、次いで内部機能が135人、聴覚平衡が34人となっています。

●身体障がい者(身体障害者手帳所持者数)の推移(等級別)

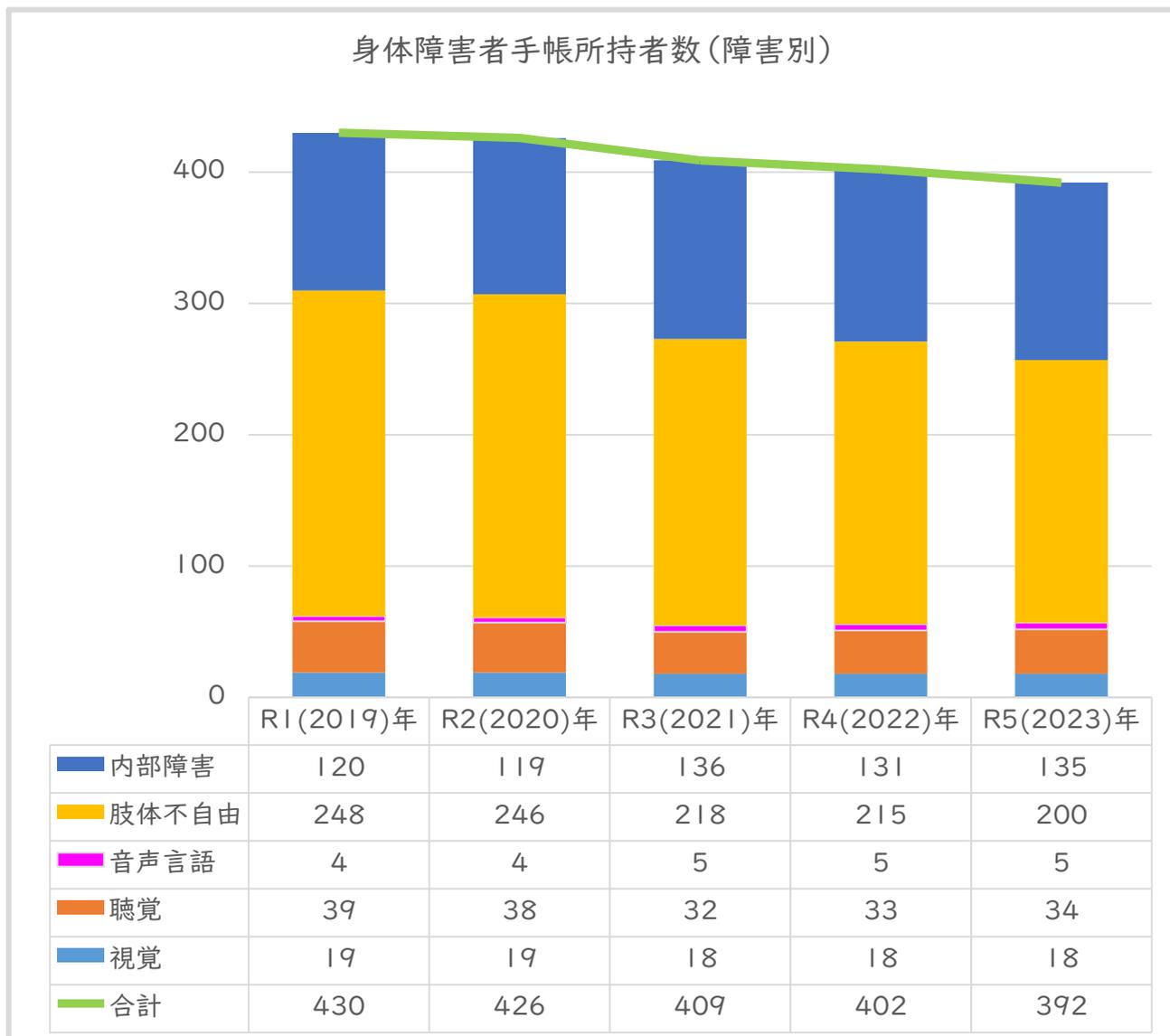
単位:(人)



資料:庁内資料(各年10月1日現在)

●身体障がい者(身体障害者手帳所持者数)の推移(障害種別)

単位:(人)



資料:庁内資料(各年10月1日現在)

### (3) 知的障がい者の推移

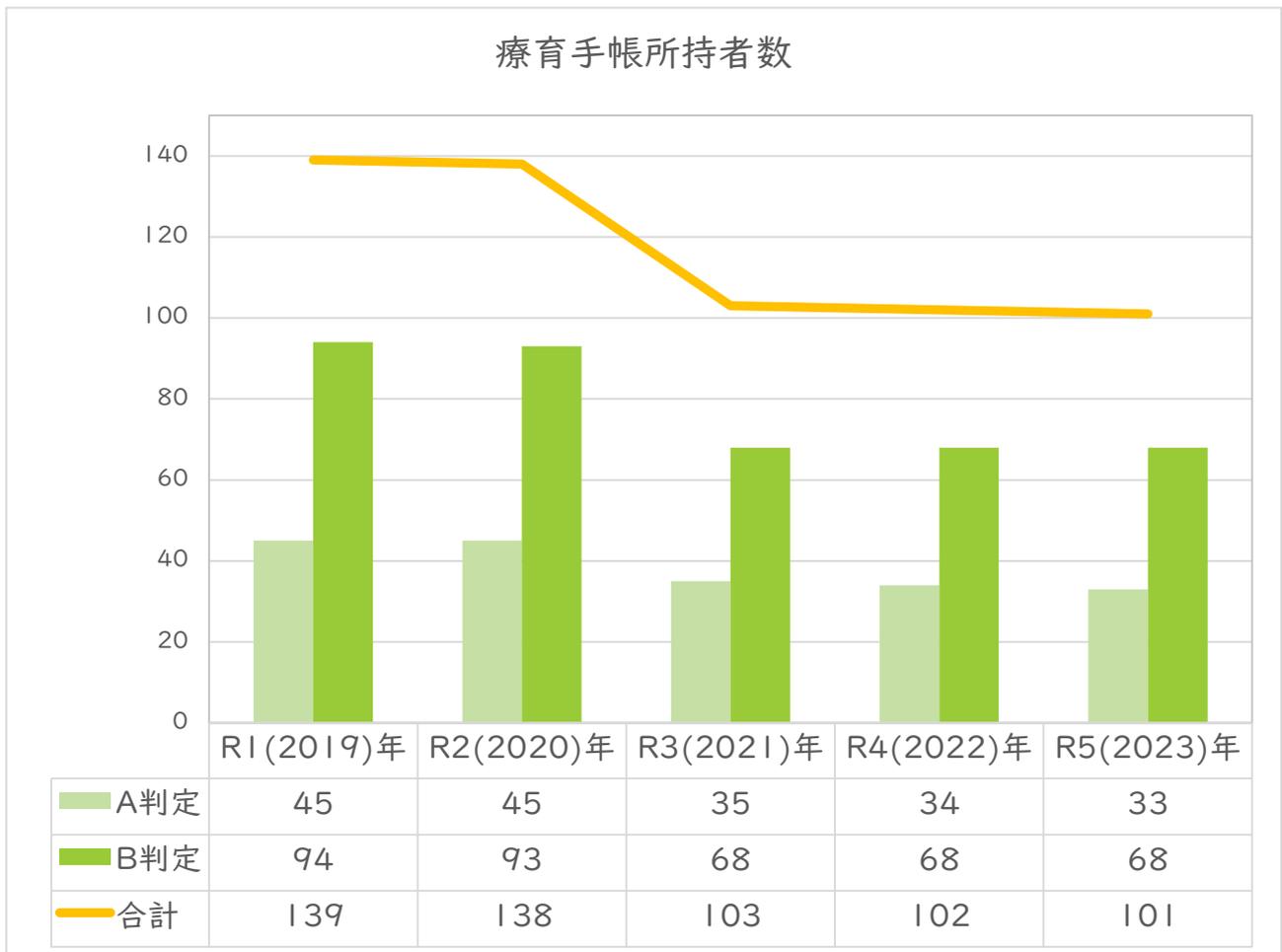
療育手帳は、発達期に何らかの原因で知的な能力が年齢相応に発達していない状態であることや、社会生活への適応に困難がある人に交付される手帳です。

障がいの程度によって、重度がA、中度、軽度がBに分けられます。

療育手帳所持者数の推移をみると、令和元年度から38人減少しており、令和5年10月1日現在では101人となっています。

令和5年10月1日現在の等級別では、療育Aが33人、療育Bが68人となっています。令和3年以降は、ほぼ横ばいで推移しています。

#### ●知的障がい者（療育手帳所持者数）の推移



資料：庁内資料（各年10月1日現在）

(4) 精神障がい者の推移

精神障害者保健福祉手帳は、何らかの精神疾患により、長期にわたって日常生活や社会生活に制約のある人に交付され、最も重い障がいである1級から3級まで認定されます。

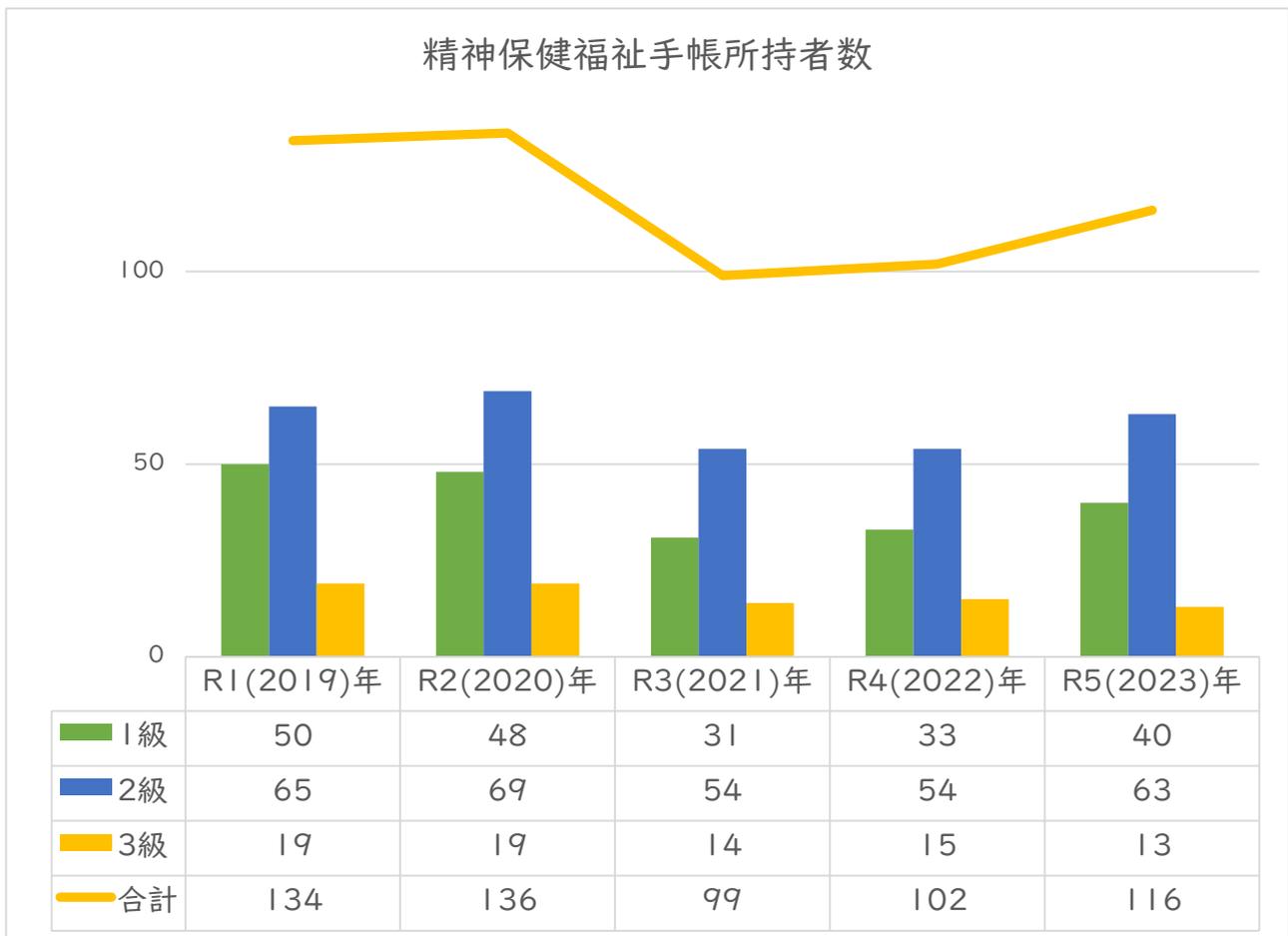
精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、令和元年度から18人減少していますが、令和4年度から一転し増加に転じています。

令和5年10月1日現在を等級別にみると、1級が40人、2級が63人、3級が13人となり、1級及び2級が増加傾向となっています。

また、自立支援医療（精神通院医療）の受給者は、年々、増加傾向となっています。

●精神障がい者（精神保健福祉手帳所持者数）の推移

単位：（人）



資料：庁内資料（各年10月1日現在）

●自立支援医療（精神通院）受給者の推移

単位：（人）

区 分	令和3年	令和4年
自立支援医療（精神通院医療）受給者数	226	253

資料：庁内資料（各年3月末現在）

(5) 発達障がいのある人の状況

発達障がいは、発達障害者支援法により「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、その他これに類する脳機能の障がいであって、症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」をいいます。

発達障がいは、手帳制度がないため、正確な人数が把握できない状況です。

(6) 医療的ケア児の状況

医療的ケア児とは、日常生活を送る上で、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等医療的なケアが日常的に必要な子どものことです。

(7) 高次脳機能障がいのある人の状況

高次脳機能障がいは、交通事故・転落等の事故や脳卒中等の脳血管疾患、その他の病気による脳の損傷によって起こり、一見、回復して何も問題がないように見えても、脳の働きに障がいをきたし、社会生活や日常生活に深刻な問題が生じます。

症状は人によって様々ですが、言語・コミュニケーション、記憶・学習、注意等の障がい、自分から行動したり、考えて行動すること、感情のコントロールをすることの障がい等が含まれます。

(8) 難病患者等の状況

難病患者等とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度にある人をいいます。

障害者総合支援法の対象となる難病は、平成 25(2013)年4月に 130 疾病が政令で規定され、徐々に疾病範囲が拡大し、令和3(2021)年 11 月現在では 366 疾病が規定されています。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

この計画は、障害者基本法第1条に掲げる理念にのっとり、全ての町民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（共生社会）を実現するため、障がいのある人が必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるまちを目指し、町の最上位計画である「岩泉町未来づくりプラン」に掲げる「障がい者が自立し心豊かに暮らせる地域づくり」を基本理念とします。

#### ■第4期障がい者計画基本理念（目指す姿）

障がい者が自立し心豊かに暮らせる地域づくり

### 2 基本目標

基本理念である「障がい者が自立し心豊かに暮らせる地域づくり」の実現のため、5つの基本目標を定め、施策の推進に取り組みます。

#### 基本目標1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 障がいに対する理解、差別や偏見の解消のため、町民等に対する普及啓発を図ります。
- 成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。
- 障がい者虐待の防止や早期発見、関係機関との連携などによる虐待への適切な対応を行っていきます。

#### 基本目標2 ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供

- 障がいや発達に課題のある子どもの早期支援に取り組みます。
- 障がい児一人ひとりの障がいの特性や教育的ニーズを把握し、持てる力を高める支援の充実を図ります。
- 保健・医療サービスの提供により、障がいの予防・早期発見・早期治療に努めます。
- 医療的ケア児等に対する療育支援体制の充実に努めます。

#### 基本目標3 自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加の促進

- 障がい者の雇用についての理解の普及啓発や、就労支援・就労継続支援にかかる施策を推進します。
- 就労意欲のある障がい者に対して、一般就労に向けた支援や就労定着に向けた支援を推進します。

- 障がいがあることにより情報の利用で格差が生じないよう、障がい者への情報提供を、障がい特性に配慮した方法で進めていきます。

#### 基本目標4 障がい福祉サービス・生活支援の充実

- 障がい者やその家族に関する相談内容は、複雑化、深刻化していることから、関係機関のネットワークなど相談支援体制の充実・強化を図ります。
- 障がい者の地域生活支援体制を整えるため、引き続き、地域活動支援センターなど日中活動の場の確保、グループホームなどの居住の場の確保により、障がい者の地域生活を支援するための基盤づくりを進めます。
- 各種手帳による優遇制度、各種給付金等について、障害の種類や程度に応じ情報の取得ができるよう、多様な方法での情報提供に取り組みます。
- 個々の障がい等に応じたきめ細かなニーズの対応ができるよう、ボランティア育成、住民向け研修会等を実施します。

#### 基本目標5 安全で安心して暮らすことのできる生活環境の整備

- 障がい者にとって暮らしやすい生活環境の整備に向けて、バリアフリー化やユニバーサルデザインによる誰もが安心して生活できるような環境の形成に向けた取組を進めます。
- 災害時に向けた個々の備えを促進するとともに、災害時における障がい者の避難や安否確認を地域で支える「避難行動要支援者名簿」の整備、民生児童委員や自主防災組織などの多様な地域主体との連携強化を図ります。
- 意思疎通支援の充実を図るため、聴覚に障がいがあるなど意思疎通を図ることが困難な方に対して、手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行うとともに、手話通訳者等の養成の機会を確保し、必要な人材の育成と事業の周知を図ります。

### 3 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向
障がい者が自立し心豊かに暮らせる地域づくり	1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 (重点事業)	(1) 障がいを理由とする差別解消の推進・啓発 (2) 障がい者の権利擁護・虐待の防止
	2. ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供	(1) 障がいの早期発見と疾病・介護の予防、健康づくりの推進 (2) 教育の充実 (3) 医療体制の充実
	3. 自己選択・自己決定に基づく、自立と社会参加の促進 (重点事業)	(1) 多様な就労の場の確保 (2) 継続的な就労支援・就労定着の推進 (3) 情報提供の充実
	4. 障がい福祉サービス・生活支援の充実	(1) 相談支援体制の充実・強化 (2) 日中活動支援の充実 (3) 地域移行の推進 (4) 多様な主体による生活支援の促進 (5) ボランティア育成
	5. 安全で安心して暮らすことのできる生活環境の整備 (重点事業)	(1) 住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進 (2) 防災・防犯対策の充実、地域主体との連携 (3) 意思疎通支援の充実

## 第4章 各施策の方向性

### Ⅰ 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止（重点事業）

#### (1) 障がい者を理由とする差別の解消の推進（重点事業）

##### 現状と課題

障害者差別解消法（平成 28 年度）が施行され、障がいを理由とする不当な差別的取扱い及び障がい者（家族等を含む。）から社会的障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき、その実施に伴う負担が重すぎない範囲で対応する合理的配慮の提供が義務化（民間事業者においては合理的配慮の提供については努力義務）されました。

また、令和6年度から、民間事業者が、事業者の合理的配慮の提供が義務化されるなど、障がい者の権利擁護のための法整備が進んでいます。

障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向け、障がいに対する理解、差別や偏見の解消の普及啓発を図っていく必要があります。

##### 今後の考え方

- 障がいの種別などにかかわらず、誰もがあたりまえに社会生活に参加でき、共に交流できることが必要です。
- 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活していくことができるよう、町や民間団体が実施する事業やイベントを通して、障がいに対する理解を深めるとともに、障がいのある人もない人も同じ時間を共有し、交流する機会としていきます。
- 各種講演会などを通じ、町民に対し障がいに関する理解の促進を進めます。
- 合理的配慮の取組が行われるよう、町民・民間事業者等に対する普及啓発を行います。
- 「岩泉町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領（町職員対応要領）」により、町職員が適切に対応するため、町職員の研修に取り組みます。
- 宮古圏域障がい者差別解消支援地域協議会と連携し、障がい者差別に関する事例や相談事例等を収集し、町の相談窓口適切に繋げていきます。

## 【 事業内容 】

事業名	事業内容
障がい等理解促進研修・啓発事業	障がい児者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民に対する働きかけを強化します。
障がい者週間における啓発活動	毎年の障がい者週間（12月3日～12月9日）に合わせた広報啓発や諸活動を通じて、障がい及び障がい児者に関する町民の理解を深め、ノーマライゼーションの理念の普及に努めます。
障害者差別解消法の普及啓発	町民、民間事業者等に対する障害者差別解消法の啓発を行い、障がい児者の権利擁護を推進します。
町職員対応要領の周知研修	町職員に対する町職員対応要領の周知研修を行い、適切な対応を行います。

## (2) 障がい者の権利擁護の推進、虐待の防止

### 現状と課題

平成23年に障害者虐待防止法が公布され、同年8月の障害者基本法の改正において、障がいを理由とするあらゆる差別の禁止や消費者としての障がい者の保護、選挙や司法手続き等での配慮を講じる義務が定められました。

また、平成28年5月には、成年後見制度利用促進法が施行され、地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用促進、地域における成年後見人等となる人材の確保などが定められました。

障がい者虐待については、虐待が疑われる案件への迅速で適切な対応が求められており、併せて、未然に防止するため、町民や施設などへの啓発などが重要となっています。

### 今後の考え方

- 障がい者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、意思決定支援の在り方を検討します。
- 判断能力が十分でない障がい者も住み慣れた地域で安心して生活できるよう、宮古圏域成年後見センターと連携し、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めるとともに、制度の周知を実施します。
- 虐待を防止することは、障がい者の自立および社会参加、そして障がい者の尊厳を守るためにとても重要であることから、サービス提供事業者や宮古圏域障害者虐待防止センター等の関係機関と連携し、障がい者虐待の防止や早期発見による予防活動と適切な対応を行います。

【 事業内容 】

事業名	事業内容
成年後見制度の利用支援	宮古圏域成年後見センターの運営補助を行います。 成年後見制度利用時の手数料・後見人報酬等を助成します。
障がい者虐待防止センターの運営	障がい者虐待防止のための啓発を行い、また、虐待が疑われる通報、案件については、関係機関と連携し、緊急時の対応などを行います。
虐待防止の周知啓発	児童虐待防止週間などに併せて障がい者の虐待防止の周知啓発を行います。 サービス提供事業者に対する研修会等を実施します。

## 2 ライフステージに応じた切れ目のない支援の提供

### (1) 障がいの早期発見と疾病・介護の予防

#### 現状と課題

障がいや発達に課題のある子どもに対しては、早期から発達段階に応じた一貫した支援を行っていくことが重要です。早期発見、早期対応の適切な入口となり、適切な療育の中核的な役割となる認定こども園の機能の充実が求められています。

#### 今後の考え方

- 子育て支援の視点を持つことによって、保護者が子どもの発達について「少し気になる」という段階からの相談が出来る体制を整備し、療育が必要な乳幼児を早期に発見し、必要な支援につなげていきます。
- 適切な支援が早期に開始されるようにするため、相談窓口の周知を図ります。
- 乳幼児健診などを通じて、発達に課題のある子どもの早期発見・支援に取り組みます。
- 令和6年度に設置する「宮古圏域児童発達支援センター」と連携した取り組みを進めます。

【 事業内容 】

事業名	事業内容
児童発達支援	発達につまずきのある幼児を対象に、集団生活や遊びを通して、基本的な生活習慣、情緒、社会性等の発達を援助するとともに、保護者への相談支援を実施します。

## (2) 教育の充実(重点事業)

### 現状と課題

障がい児等に対して、その一人ひとりの障がいの特性や教育的ニーズを把握し、持てる力を高めるよう支援の充実を図ることが重要です。

### 今後の考え方

- 特別な支援を必要とする児童生徒については、一人ひとりの障がいの状態に応じて、きめ細かな教育を行う必要があります。
- こども園から小学校進学時における児童の状態像の伝達について、保護者の理解を得ながら確実に伝達される方法の確立を図ります。
- 特別支援学級について町教育委員会等と連携し、適正就学の場の確保に努めます。

### 【 事業内容 】

事業名	事業内容
障がい児保育の推進	障がいのある子どもの状態に応じて、認定こども園での集団生活の中で、お互いの理解を深め協力しながら育っていけるよう関係機関と連携し、障がい児保育を進めます。
児童発達支援センター機能強化等	宮古圏域児童発達支援センターにおいて、専門職である地域支援コーディネーターが、支援者に対するスーパーバイズやコンサルテーションの実施、ハイリスク家庭等へのサポートなどの支援を行います。 保育士等に対する研修事業を行います。
巡回支援専門員整備事業	巡回支援専門員が、認定こども園などに訪問して、発達に支援が必要な子どもの相談と助言を行います。
保育所等訪問支援	障がいのある子どもが集団生活を営む認定こども園などに専門職が訪問し、集団生活適応のための本人や職員に対する支援を行います。
特別支援学級の推進	障がいのあるなしにかかわらず、様々な課題を抱えた児童生徒一人ひとりのニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通して必要な支援を行います。
ことばの教室	きこえやことばに支援が必要な児童を対象に、指導や訓練を行います。小学校に設置します。
教育相談体制の充実	様々な支援を必要とする児童生徒に、きめ細やかな対応を行うため、小中学校へのスクールカウンセラーの配置(巡回支援)を進めます。

### (3) 医療体制の充実

#### 現状と課題

保健サービスや医療を有効利用し、障がい者の生活の質を高めるとともに、保健・医療サービスの提供を図ることにより、障がいの予防・早期発見・早期治療に努める必要があります。

#### 今後の考え方

- 障がいの軽減と医療にかかる負担を軽減するため、対象となる方への自立支援医療の受給を推進します。
- 難病に関しては、医療費助成について案内するだけでなく、障がい福祉サービスの対象になることを念頭に相談業務などに当たります。
- 精神保健福祉に関する相談業務などにおいて、医療的な支援が必要な方に、情報提供などを行います。
- 医療的ケアを必要とする障がい児が必要な支援を受けることができるよう、医療的ケア児コーディネーターを配置し、療育支援体制の充実に努めます。

#### 【 事業内容 】

事業名	事業内容
自立支援医療 (精神通院)	精神疾患で通院による精神医療を続ける必要がある病状の方に、通院のための自立支援医療費の支給を行い、医療費の自己負担を軽減します。
自立支援医療 (更生医療)	身体障がい者の障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる場合に、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行い、医療費の自己負担を軽減します。
自立支援医療 (育成医療)	障がい児の身体障がい除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる場合に、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行い、医療費の自己負担を軽減します。
障がい者医療費の助成	一定の障がい者の健康保険適用となる医療費の自己負担分を助成します。

### 3 自己選択・自己決定に基づく自立と社会参加の促進(重点事業)

#### (1) 多様な就労の場の確保

##### 現状と課題

障がい者が経済的に自立し、生きがいをもって地域で暮らすためには、事業者や町民の障がい者の雇用についての理解の普及・啓発や、就労支援・就労継続支援にかかる施策の推進が必要です。

障がい者の経済的自立に向け、一般就労への支援のほか、障がいの特性などから一般就労が難しい場合もあり、多様な就労の場の確保として福祉的就労の場の確保や工賃の向上に向けた販路拡大などへの取組が求められています。

##### 今後の考え方

- 働く意欲のある障がい者がいきいきと働けるよう、町が率先して障がい者雇用について取り組むとともに、地域の事業者などに働きかけ、雇用を促進します。
- 障がい者の働く場を確保、充実していくための必要な支援のあり方について、宮古圏域障がい者自立支援協議会などで情報共有し、関係機関とも連携して施策を進めます。
- 障がい者就労施設等に対する発注の機会を増やし、売上げ向上と障がい者の所得向上を図ります。

#### 【 事業内容 】

事業名	事業内容
障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進	障がい者就労施設等から町の物品調達や役務の提供を積極的に推進し、施設等の売上げの向上を図ります。

#### (2) 継続的な就労支援の推進

##### 現状と課題

障がい者の就労は、収入面だけでなく、社会参加の視点からも非常に重要な課題となっています。

町内の就労支援事業所から、一般就労に結びつく例は現状ほとんどありません。

##### 今後の考え方

- 就労意欲のある障がい者に対して、就労移行支援サービスなどの利用を推進し、一般就労を支援していきます。
- 障がい者が就労を通じて社会参加し、働き続けるために、障がい者や雇用企業への継続的な支援や、障がい者の就労生活を安定させるため職場定着支援の充実を図っていきます。

## 【 事業内容 】

事業名	事業内容
就労移行支援の利用推進	就労を希望する障がい者に、一定期間、訓練などを行い、一般就労へ繋げるための就労移行支援の利用を推進します。

### (3) 情報提供の充実

#### 現状と課題

行政などからの情報の提供に当たっては、視覚、聴覚、知的障がいなど障がい特性に配慮した方法が求められています。

行政文書の点訳、音読などがボランティアとなっており、担い手の継続性が求められています。

#### 今後の考え方

- 障がい者への情報提供を、障がい特性に配慮した方法で進めていきます。障がいがあることにより、情報の利用で格差が生じないように、誰もが等しく情報に接し、利用することが出来るよう対応を進めます。
- 情報バリアフリー機器の配置や各種給付の制度に関する情報など、分かりやすい周知、図書など郵送による情報提供を進めていきます。

## 4 障がい福祉サービス・生活支援の充実

### (1) 相談支援体制の充実・強化

#### 現状と課題

障がい者やその家族が地域で安心して暮らしていくためには、日頃の悩みの相談や必要な支援・サービスを適切に受けられることが大切であり、孤立することなく、何らかの支援機関と繋がっていることが重要です。

障がい者やその家族に関する相談内容は、複雑化、深刻化しており、関係機関のネットワークなど支援体制の強化を図っていくことが重要です。このために、相談事業者の後方支援などを行い、地域の相談支援の中核となる基幹相談支援センターの役割が重要となっています。

#### 今後の考え方

- 多様な障がいに関する相談に適切に対応するため、障がい児者やその家族が地域の身近な場所で相談ができるように相談支援事業所での相談支援体制の整備を進めてきました。また、地域における障がい者相談支援の中核となる基幹相談支援センターを設置しました。今後は、地域拠点整備等の課題における重要な役割を担う機関として機能充実に努めていきます。

- ライフステージに応じて、教育機関や医療機関などの関係機関との連携を図り、障がい者の生涯に寄り添う支援を行っています。
- 町職員においては、事務手続きにとどまることなく、相談支援のネットワークの一員として相談業務に当たります。
- 相談支援事業所において、障がい者や家族の状況等を的確に把握して、適切な関係機関と連携することや、多様化、個別化するニーズを的確に把握し、障がい福祉サービス利用等への支援につなげていきます。
- 業務ごとのたて割りではない町の相談窓口を設置し、相談者の負担を軽減します。
- 福祉事業者等と人材交流などを行い、相談支援にあたる町職員のスキルアップを図ります。
- 共生社会を担う総合的な福祉人材育成を行います。

### 【 事業内容 】

事業名	事業内容
相談支援の充実	基幹相談支援センターを中核とし、関係機関との連携を図り、地域での相談支援のネットワークを強化し、地域における障がい者の個々の状況に応じた支援を行います。
民生委員・児童委員による相談・支援	民生委員・児童委員による地域の障がい者及び保護者への相談・支援を行います。
身体障がい者相談員による相談・支援	岩泉町身体障がい者相談員による地域の身体障がい者及び家族への相談・支援を行います。
基幹相談支援センターの運営	地域の障がい者相談支援の中核となり、相談支援の質の向上のため、相談支援事業所の支援や相談支援専門員の育成を行います。

### (2) 日中活動支援の充実

#### 現状と課題

障がい者の社会参加のため、日中活動における支援は重要となっています。障がい福祉サービスの生活介護においては、障がい特性による高齢障がい者の継続利用の影響により、施設の空き状況に余裕がないことが課題となっています。

現場を支えるヘルパーなどの担い手の不足が、サービス提供体制に影響を及ぼしています。

#### 今後の考え方

- 障がい者の日中活動について、サービス提供体制の充実、通所などの外出にかかる交通費支援、移動の支援の充実などにより社会参加を支援します。
- 地域の実情に応じた在宅の障がい者の日中活動の場の確保、創作的活動や社会参加活動、地域との交流事業などの活動拠点として、地域活動支援センター事業を実施していきます。

## 【 事業内容 】

事業名	事業内容
日中活動の支援	生活介護、移動支援、日中一時支援等のサービスを充実し、日中活動の支援を行います。
地域活動支援センター事業の実施	障がい者の日中活動を支援するため、創作的活動や生産活動などを行う機会を提供し、地域との交流などの拠点となる地域活動支援センター事業を実施します。
障がい者団体への支援	障がい者団体のスポーツ、レクリエーションなどの自発的活動に対して助成を行います。
自動車改造費の助成	身体障がい者が、自ら所有し運転する自動車を改造する場合の費用の一部を助成します。

### (3) 地域移行の推進

#### 現状と課題

施設から地域への移行、また、親亡き後の生活など、障がい者が地域で自立した生活を送るため障がい者向けの住宅やグループホームなどの住まいの場の確保が求められています。

グループホームにおいては、町内に1か所整備済ですが、地域移行を進めるうえで障がい特性に対応できるグループホームの需要が高まることが想定されます。

#### 今後の考え方

- 障がいの種別や程度に関わらず、住み慣れた地域で生活していけるように、民間事業者が行うグループホームなどの整備について、支援・推進していきます。
- 障がい者が、ライフステージに応じて多様な住まいの場を選択し、地域の中でその人らしく暮らすことができるよう、地域住民の理解と協力を得る中で、障がい福祉サービス事業所等と連携しながら、様々な支援を行っていきます。
- 入所施設事業者や病院、相談支援事業所等の関係機関との連携を強化し、障がい者本人の希望に沿った支援を行います。
- 地域住民の障がいに対する理解促進を図る研修事業等を実施します。

## 【 事業内容 】

事業名	事業内容
グループホームの運営・検討	地域における障がい者の自立した生活の場、親亡き後の障がい者の居住の場を確保するため、グループホームを指定管理を含め様々な可能性について検討・運営します。
グループホームの整備	地域における障がい者の自立した生活の場、親亡き後の障がい者の居住の場を確保するため、民間事業者が参入しやすいようグループホームの整備を推進します。
住宅入居等の支援	施設から地域への移行時などに住宅への入居を支援します。
グループホーム入居者への家賃助成	グループホーム利用者への家賃の助成を引き続き行います。

## (4) 多様な主体による生活支援の促進

### 現状と課題

障がい者の高齢化、重度化および介護者の高齢化が進む中で、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域における様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築していくことが求められています。

### 今後の考え方

- 障がい者の在宅での生活を安定したものとするために、一人ひとりの障がい特性を踏まえた日常生活を支援する事業の充実とともに、経済的支援も含めた家族等の介護負担を軽減する取組を進めていきます。
- 地域で暮らしたいと考える障がい者の希望に沿った、自分らしい暮らしを支援します。

## 【 事業内容 】

事業名	事業内容
在宅生活の支援	生活全般にわたる相談支援により、居宅介護などのサービス利用につなげ、障がい者の在宅生活を支援します。
短期入所サービスの充実	自宅で介護する人の疾病やレスパイトなどのために、障がい者が身近な圏域で利用できる短期入所サービスの充実を図ります。
補装具費の支給	身体障がい者の身体機能を補完又は代替するために、身体障がい者（児）が装着する義肢、車椅子、盲人安全杖、補聴器などの用具（補装具）費を給付します。
日常生活用具の給付	障がい者及び難病患者等の日常生活の便宜を図ることを目的として、障がいの特性や生活状況に合わせた日常生活用具を給付します。

## (5) ボランティアの育成

### 現状と課題

ボランティア活動の促進を図るため、社会福祉協議会に事務局をおくボランティア連絡協議会と連携し、ボランティアの養成研修を行っています。

障がい者の支援に関するボランティアは、様々な場面や活動において必要とされており、人材の確保・育成が喫緊の課題となっています。

### 今後の考え方

- ボランティア活動の拡大を図るため、ボランティア連絡協議会をはじめとする関係団体と情報交換や連絡調整の推進を図るとともに、ボランティア活動の支援を行います。
- 個々の障がい特性に応じた対応が可能となるよう、多様なボランティアの育成に取り組みます。
- ボランティア養成講座の開催を行う団体に対する支援を実施し、ボランティアの育成を進めるとともに、地域で暮らしたいと考える障がい者の希望に沿った、自分らしい暮らしを支援します。
- ボランティアを必要とする人、ボランティアをしたい人をつなぐため、周知・啓発に努めます。

### 【 事業内容 】

事業名	事業内容
ボランティア連絡協議会の活動支援	ボランティア養成講座、研修を実施するボランティア連絡協議会に対する支援を実施していきます。

## 5 安全で安心して暮らすことのできる生活環境の整備（重点事業）

### (1) 住まいやまちのユニバーサルデザイン化の推進

#### 現状と課題

障がい者にとって暮らしやすい生活環境の整備に向けて、自宅などの住居をはじめ、公共的施設、民間施設、道路のバリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりを行うことが大切です。

障がい者は、自動車の運転等、自分自身で移動が困難な人も多いため、移動手段を確保することは、社会参画の面からも重要です。

障がいの有無に関わらず、誰もが安心して生活できるような環境の形成に取り組んでいくことが必要です。

#### 今後の考え方

- 全ての人にとって、バリアのない暮らしやすい生活空間を実現するために、道路、公共施設、交通、公共トイレ、住宅など、日常生活をしていく上での障がいとなるものを取り除いていくための整備を検討していきます。
- 整備に当たっては、多様な障がいに配慮するとともに、障がい者の意見を十分に聴取・反映し、障がい者が利用できる、利用しやすい設備やまちづくりを目指します。

#### 【 事業内容 】

事業名	事業内容
岩泉町高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業	重度身体障がい者の自立と介護者の負担軽減のため、住宅の改善に要する経費について補助金を交付します。

### (2) 防災・防犯体制の充実（重点事業）

#### 現状と課題

災害発生時に支援を必要とする障がいのある人について、迅速な安否確認や避難誘導が行えるよう「避難行動要支援者名簿」の作成を早急に進めるとともに、支援体制の強化を図っています。

犯罪や消費者トラブルなどの防犯対策の推進が求められるなか、地域における理解と意識の向上を深め、安全で安心なまちを目指していくことが必要です。

## 今後の考え方

- 災害時に向けた個々の備えを促進するとともに、災害時における障がい者の避難や安否確認を地域で支える避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成を進め、地域の多様な主体との連携強化を図ります。
- 障がいのある人やその家族に対する防犯知識の普及と啓発を図り、障がいのある人の犯罪被害の防止に努めます。
- よりそいみらいネットを活用し、弁護士などの専門職と連携し、被害を受けやすい障がい者の被害回復を図るため支援します。

## 【 事業内容 】

事業名	事業内容
災害時における要支援者の登録	災害時に支援が必要な方の避難が確実なものとなるよう、避難行動要支援者名簿の作成や同名簿への登録を推進し、障がい者等の要支援者に情報提供や避難誘導などの支援が行き渡りやすい環境整備を行います。
多機関協働事業 (重層的支援体制整備事業)	重層的支援体制整備事業において実施する生活相談「よりそいみらいネット」を継続的に支援し、弁護士による被害にあった場合の救済体制の確保や本人に寄り添った支援を行います。

**岩泉町障がい福祉計画**

**岩泉町障がい児福祉計画**

# 第 1 章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

## 1 国の基本指針等

市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定にあたって、国が令和 5 年に示した「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）では、次のような基本的な理念を掲げるとともに、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方が示され、市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画において数値目標を設定し、計画的な整備を行うことを求めています。

### 基本的理念

1. 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない
3. 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障がい児の健やかな育成のための発達支援
6. 障害福祉人材の確保・定着
7. 障がい者の社会参加を支える取組

## 2 国の基本指針の主なポイント

### ■ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援など、地域ニーズ対応
- ・強度行動障害者等への支援体制充実
- ・地域生活支援拠点等の整備努力義務化
- ・地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- ・グループホームにおける一人暮らし等の希望実現に向けた支援

### ■ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性

### ■ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標を設定
- ・就労選択支援の創設への対応について活動目標を設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- ・地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

### ■ 障害者等に対する虐待の防止

- ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携推進

### ■ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- ・地域におけるインクルージョンの推進
- ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標を設定
- ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標を設定

### ■ 発達障害者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
- ・強度行動障がいやひきこもり等の困難事例に対する助言を推進

### ■ 地域における相談支援体制の充実・強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組推進
- ・地域づくりに向けた協議会の活性化

## ■ 地域共生社会の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制構築推進

## ■ 障害福祉サービス等の質の確保

- ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた取組
- ・都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

## ■ 障害福祉人材の確保・定着

- ・ICT の導入等による事務負担軽減の推進
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

## ■ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障害福祉 DB の活用等による計画策定推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等ニーズ把握の推進

## ■ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

## ■ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した体制整備

### 3 自立支援サービス利用者

#### (1) 障害支援区分認定者

障害者総合支援法における障害支援区分は、区分1から6までの6段階です。

本町における令和5年10月現在の障害支援区分認定者(非該当を含む。)は77人となっています。

#### ● 障害支援区分認定の状況

区分	支援の必要度							合計
	低い ←						→ 高い	
	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	
身体	0人	0人	0人	4人	0人	5人	1人	10人
知的	0人	0人	4人	13人	13人	11人	9人	50人
精神	0人	0人	8人	2人	4人	2人	1人	17人
難病	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
合計	0人	0人	12人	19人	17人	18人	10人	77人

資料: 庁内資料(10月1日現在)

#### (2) 障害福祉サービス支給決定者

第6期障がい福祉計画期間における障害福祉サービス支給決定者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

#### ● 障害福祉サービス支給決定者数の推移(各年10月1日現在)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
142人	135人	134人	133人	131人	136人
← 第5期障がい福祉計画期間 →			← 第6期障がい福祉計画期間 →		

資料: 町内資料(各年10月1日現在)

### (3) 障害福祉サービスの利用状況

第6期障がい福祉計画期間における障害福祉サービスの利用状況は以下のとおりです。  
利用者数はおおむね横ばいで推移していますが、就労継続支援（B型）は減少傾向となっています。

#### ● 第6期障がい福祉計画期間中の障害福祉サービスの利用状況

サービス名	区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
居宅介護	利用者数(人)	7	7	7	7	7	6
	利用延時間数(時間/月)	63	59	63	52	63	35
重度訪問介護	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用延時間数(時間/月)	0	0	0	0	0	0
同行援護	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用延時間数(時間/月)	0	0	0	0	0	0
行動援護	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用延時間数(時間/月)	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用延時間数(時間/月)	0	0	0	0	0	0
生活介護	利用者数(人)	46	45	46	45	45	44
	利用延日数(日/月)	920	800	920	901	900	780
自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用延日数(日/月)	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	2	4	2	4	3	4
	利用延日数(日/月)	32	57	32	55	48	58
就労移行支援	利用者数(人)	0	1	0	1	0	1
	利用延日数(日/月)	0	21	0	23	0	1
就労継続支援 (A型)	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用延日数(日/月)	0	0	0	0	0	0
就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	58	59	58	56	57	54
	利用延日数(日/月)	996	893	986	950	969	870
就労定着支援	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
療養介護	利用者数(人)	5	5	5	5	5	5
短期入所	利用者数(人)	2	2	2	2	2	1
	利用延日数(日/月)	10	14	10	5	10	3
共同生活援助	利用者数(人)	37	42	37	44	38	46
施設入所支援	利用者数(人)	38	36	38	34	37	32
自立生活援助	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
計画相談支援	利用者数(人/月)	26	24	26	27	26	22
地域移行支援	利用者数(人/月)	0	0	0	1	0	0
地域定着支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0

(4) 障がい児通所支援の利用状況

第2期障がい児福祉計画期間における障害児通所支援の利用状況は以下のとおりです。  
町内に障害児通所支援事業所がないため、利用が伸びていないことが伺えます。

● 第2期障がい児福祉計画期間中の障害児通所支援の利用状況

サービス名	区 分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込
児童発達支援	利用児数(人)	0	1	0	1	0	1
	利用延日数(日)	0	8	0	9	0	2
医療型児童発達支援	利用児数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用延日数(日)	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	利用児数(人)	1	1	1	2	1	1
	利用延日数(日)	4	3	4	12	4	1
保育所等訪問支援	利用児数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用延日数(日)	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用児数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用延日数(日)	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	利用延日数(日)	0.2	0	0.2	0	0.2	0

(5) 地域生活支援事業利用決定者

第6期障がい福祉計画期間における地域生活支援事業利用決定者は、ほぼ横ばいで推移しています。

● 地域生活支援事業利用決定者数の推移(各年10月1日現在)

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
12人	13人	13人	15人	14人	13人
← 第5期障がい福祉計画期間 →			← 第6期障がい福祉計画期間 →		

(6) 特別支援学校在籍児童・生徒数

特別支援学校に在籍している児童・生徒は5人です。

● 特別支援学校高等部在籍生徒数(令和5年5月現在)

学校名	幼稚部 専攻	小学部	中学部	高等部	計
宮古恵風支援学校	0人	0人	1人	2人	3人
花巻清風支援学校	0人	0人	0人	1人	1人
盛岡視覚支援学校	1人	0人	0人	0人	1人
合計	1人	0人	1人	3人	5人

資料:令和5年度岩手の特別支援教育(岩手県教育委員会)

## 第2章 成果目標と達成に向けた取組

### 1 第7期計画の目標値の設定（成果目標）

国の基本指針及び本町の現状を踏まえ、令和8年度における成果目標を設定します。

#### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

##### 【国の基本指針】

- ① 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が、令和8年度末までに地域生活へ移行する。
- ② 令和8年度末時点における施設入所者を、令和4年度末時点の施設入所から5%以上削減する。

##### 【第7期障がい福祉計画の目標値】

令和4年度末時点における施設入所者数 36 人のうち、2 人(8.3%)が令和8年度末までに地域生活に移行するものとします。

令和8年度末時点の施設入所者数は、令和4年度末の施設入所者数 36 人から 3 人減少した 33 人を目標値として設定します。

#### ● 福祉施設入所者の地域生活への移行数の目標値

項目	目標値
地域生活移行者数	2 人
削減数	3 人

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

##### 【第7期障がい福祉計画の目標値】

宮古圏域障がい者自立支援協議会を活用し、宮古圏域における精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のための協議の場の設置を継続し、精神障がい者の地域生活の支援を推進します。

また、岩手県をはじめ、各関係機関と情報を共有し、実績の把握を行います。

#### ● 包括ケアシステムの目標値

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2 回	2 回	2 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	15 人	15 人	15 人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	1 回

精神障がい者の地域移行支援	0人	0人	0人
精神障がい者の地域定着支援	0人	0人	0人
精神障がい者の共同生活援助	16人	16人	16人
精神障がい者の自立生活援助	0人	0人	0人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)	0人	0人	0人

### (3) 地域生活支援拠点等の整備・機能の充実

#### 【国の基本指針】

- ① 地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
- ② 令和8年度末までに、市町村又は圏域において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。

#### 【第7期障がい福祉計画の目標値】

宮古圏域において、令和4年度から地域生活拠点事業を開始し、24時間体制の相談体制と緊急時受入を実施しており、引き続き宮古圏域障がい者自立支援協議会等を活用し、圏域市町村における運用状況の検証等を実施します。

#### ● 地域生活支援拠点等の整備等の目標値(圏域)

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
設置箇所数	1か所	1か所	1か所
コーディネーターの配置	1人	1人	1人
運用状況の検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

#### 【国の基本指針】

- ① 令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上にすることを基本とする。  
そのうち、就労移行支援事業については1.31倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指す。
- ② 就労移行支援事業利用終了者のうち、一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする。
- ② 就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度の実績の1.41倍以上とする。
- ③ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

【第7期障がい福祉計画の目標値】

① 就労移行支援等を通じた一般就労への移行

就労移行支援等を通じて、令和8年度中に一般就労へ移行する人の目標値は3人とします。

● 就労移行支援等を通じた一般就労への移行の目標値

項 目		令和3年度 実績	令和8年度 目標値
福祉施設からの一般就労移行者数		2人	3人
サービス 内 訳	就労移行支援事業	0人	1人
	就労継続支援A型事業	0人	1人
	就労継続支援B型事業	2人	3人

② 就労定着支援の利用者数・就労定着率

町内に就労定着支援事業所はありませんが、利用希望があった場合は、町外の事業所の利用など広域的な対応を行います。

● 就労定着支援の利用者数・就労定着率の目標値

区 分	目標値
就労定着支援の利用者数	1人
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	50%
就労定着率が7割以上となる事業所の割合	25%

## (5) 障がい児支援の提供体制の整備等

### 【国の基本指針】

- ① 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置する。
- ② 令和8年度末までに、全ての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- ③ 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保する。
- ④ 各都道府県及び市町村において、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

### 【第7期障がい児福祉計画の目標値】

令和6年度から宮古圏域児童発達支援センターを宮古圏域で開所し、宮古圏域障がい者自立支援協議会と連携しながら宮古圏域全体の支援体制の充実に努めます。

#### ● 障がい児支援の提供体制の整備等の目標値

項目	目標値	備考
児童発達支援センターの設置	1カ所	圏域設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1カ所	圏域設置
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	0カ所	圏域設置
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	0カ所	圏域設置
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1回	圏域設置
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	1人	圏域設置

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

### 【国の基本指針】

- ① 令和8年度末までに、市町村において総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- ② 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

【第7期障がい福祉計画の目標値】

相談支援体制を充実・強化するため、宮古圏域基幹相談支援センターと連携しながら相談支援体制の強化を一層行っていきます。

● 取組の目標値(宮古圏域)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターの設置	1か所	1か所	1か所
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1件	1件	1件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	1回	1回	1回
基幹相談支援センターにおける個別事例の検証回数	1回	1回	1回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人
協議会での事例検討する体制の確保	1回	1回	1回
協議会における参加事業者・機関数	6か所	6か所	6か所
協議会における専門部会の設置	4部会	4部会	4部会
協議会における専門部会の実施回数	20回	20回	20回

(7) 障害福祉サービス等の質の向上

【国の基本指針】

- ① 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数
- ② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数

【第7期障がい福祉計画の目標値】

県が実施する研修に参加し、障害福祉サービス等にかかる知識の向上、情報共有に努めます。

● 取組の目標値

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の参加人数	1人	1人	1人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有の実施回数	1回	1回	1回

## 第3章 各サービスの見込量と確保のための方策

成果目標を達成するために、令和6年度から令和8年度における各サービスの必要量の見込及びその見込み量を確保するための方策を定めます。障害福祉サービスの見込量については、前期計画の実績値を踏まえ、アンケート調査結果から推計しました。

### 1 障害福祉サービス

#### (1) 訪問系サービス

##### ● 訪問系サービスの種類と内容

サービス名	内 容
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を要する人に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院している人に対して意思疎通の支援その他の必要な支援を行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供(代筆・代読を含む)するとともに、移動の援護その他の外出する際の必要な援助を行うサービスです。
行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする人について、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他行動する際の必要な援助を行うサービスです。
重度障害者等 包括支援	常時介護を要する障がい者で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、寝たきり等で介護の必要性がとて高い場合、居宅介護等の複数のサービスを包括的に行うサービスです。

● 訪問系サービスの見込量

区 分			令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数(人)			7	7	8
利用延時間数(時間/月)			70	70	80
内 訳	居 宅 介 護	利用者数(人)	7	7	8
		利用延時間数 (時間/月)	70	70	80
	重度訪問 介 護	利用者数(人)	0	0	0
		利用延時間数 (時間/月)	0	0	0
	同 行 援 護	利用者数(人)	0	0	0
		利用延時間数 (時間/月)	0	0	0
	行 動 援 護	利用者数(人)	0	0	0
		利用延時間数 (時間/月)	0	0	0
	重度障害者 等包括支援	利用者数(人)	0	0	0
		利用延時間数 (時間/月)	0	0	0

◆サービスの見込量

訪問系サービスの見込量は、第6期障がい福祉計画期間の実績、退院可能な精神障がい者や施設入所者の地域移行、介護保険サービスへの移行等を勘案して推計しました。

◆見込量の確保策

居宅介護については、サービス提供事業者に対し、サービス提供の継続及び質的向上を図るよう働きかけていきます。

なお、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援については、町内に事業所はありませんが、個々の障がいに応じたサービス提供が十分に行われるよう、必要な提供体制の確保に努めていきます。

○町内の事業所

サービス名	事業所名
居宅介護	岩泉町社協指定居宅介護事業所

## (2) 日中活動系サービス

### ● 日中活動系サービスの種類と内容

サービス名	内 容
生活介護	常時介護を必要とする人について、主として昼間において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行うサービスです。
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者等に対して、理学療法、作業療法その他の必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うサービスです。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者または精神障がい者に対して、自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行うサービスです。
就労選択支援	障がいのある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスを行います。
就労移行支援	就労を希望する障がい者に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労継続支援 (A型)	一般企業等での就労が困難な障がい者に、雇用契約等に基づき就労の場を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労継続支援 (B型)	一般企業等での就労が困難な障がい者に、就労の場を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスです。
療養介護	医療を要する障がい者であって常時介護を要する人について、主として昼間において病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の世話等のサービスです。
短期入所	居宅において介護を行う人の疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする障がい者が施設に短期間入所し、入浴、排せつおよび食事の介護等を行うサービスです。

● 日中活動系サービスの見込量

サービス名	区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数(人)	48	49	50
	利用延日数 (日/月)	980	980	1,000
自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	0	0	0
	利用延日数 (日/月)	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	4	6	6
	利用延日数 (日/月)	64	64	64
就労選択支援	利用者数(人)	0	0	0
	利用延日数 (日/月)	0	0	0
就労移行支援	利用者数(人)	1	1	1
	利用延日数 (日/月)	20	20	20
就労継続支援 (A型)	利用者数(人)	1	1	1
	利用延日数 (日/月)	15	15	15
就労継続支援 (B型)	利用者数(人)	58	58	58
	利用延日数 (日/月)	928	928	928
就労定着支援	利用者数(人)	1	1	1
療養介護	利用者数(人)	5	5	5
短期入所	利用者数(人)	1	1	1
	利用延日数 (日/月)	10	10	10

◆サービスの見込量

見込み量は、第6期障がい福祉計画期間の実績、退院可能な精神障がい者や施設入所者の地域移行等を勘案して推計しました。

◆見込み量の確保策

町内事業所による利用者の受け入れ確保のほか、町外の事業所の利用など広域的な対応により、サービス利用量の確保に努めます。

○町内の事業所

サービス名	事業所名
生活介護	岩泉町社会福祉協議会いずみの里
就労継続支援(B型)	岩泉町社会福祉協議会いずみの里
	特定非営利活動法人 きぼうハウス

### (3) 居住系サービス

#### ● 居住系サービスの種類と内容

サービス名	内 容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行うサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がい者が、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を受けるサービスです。

#### ● 居住系サービスの見込量

サービス名	区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数(人)	0	0	0
	利用延日数 (日/月)	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数(人)	38	38	38
施設入所支援	利用者数(人)	36	36	36

#### ◆サービスの見込量

利用者数は、第6期障がい福祉計画期間における実績、退院可能な精神障がい者や施設入所者の地域移行等を勘案して推計しました。

#### ◆見込量の確保策

町内事業所による利用者の受け入れ確保のほか、町外の事業所の利用など広域的な対応により、サービス利用量の確保に努めます。

#### ○町内の事業所

サービス名	事業所名
共同生活援助(グループホーム)	さくらほうむ (岩泉町社会福祉協議会)

#### (4) 相談支援

##### ● 相談支援の種類と内容

サービス名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービス等の申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。また、支給決定されたサービス等の利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院等を退所、退院する障がい者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

##### ● 相談支援の見込量

サービス名	区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数(人/月)	26	26	26
地域移行支援	利用者数(人/月)	1	1	1
地域定着支援	利用者数(人/月)	1	1	1

##### ◆サービスの見込量

見込量は、第6期障がい福祉計画期間の実績をもとに推計しました。

##### ◆見込量の確保策

町内事業所による利用者の受け入れ確保のほか、町外の事業所の利用など広域的な対応により、見込量の確保に努めます。

また、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業を活用し、地域での生活を支援していきます。

##### ○町内の事業所

サービス名	事業所名
計画相談	相談支援事業所クチェカ

## 2 障がい児に対するサービス（児童福祉法に基づくサービス）

### (1) 障害児通所支援

#### ● 障害児通所支援の種類と内容

サービス名	内 容
児童発達支援	集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児について、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練等の支援を行うサービスです。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹機能の障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行うものです。
放課後等デイサービス	学校に在学する障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するものです。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

#### ● 障害児通所支援の見込量

サービス名	区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用児数(人)	1	1	1
	利用延日数(日)	4	4	4
医療型児童発達支援	利用児数(人)	0	0	0
	利用延日数(日)	0	0	0
放課後等デイサービス	利用児数(人)	1	1	1
	利用延日数(日)	4	4	4
保育所等訪問支援	利用児数(人)	1	1	1
	利用延日数(日)	1	1	1
居宅訪問型児童発達支援	利用児数(人)	1	1	1
	利用延日数(日)	1	1	1

◆サービスの見込量

見込量は、第2期障がい児福祉計画期間の実績をもとに推計しました。

◆見込量の確保策

令和6年度に新たに児童発達支援センター事業所の開設が予定されていることから、障がい児福祉サービスの周知に取り組むとともに、町外の事業所を活用するなど広域的な対応により見込量の確保に努めます。

また、町内の各こども園、子育て支援センター、放課後児童クラブにおいては、人員を増員する等の対応により障がい児の受け入れに努めます。

(2) 障害児相談支援

● 障害児相談支援の種類と内容

サービス名	内容
障害児相談支援	障がい児について、障害福祉サービスを利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた障害児支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行うサービスです。

● 障害児相談支援の見込量

サービス名	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用児数 (人/月)	2	2	2

◆サービスの見込量

見込量は、第2期障がい児福祉計画期間の実績をもとに推計しました。

◆見込量の確保策

町外の事業所を活用するなど広域的な対応により、見込量の確保に努めます。

(3) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族への支援が重要であることから、家族等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、発達障がい者及びその家族等に対する支援体制を確保できるよう努めます。

● 支援体制の見込量

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者(保護者)数	2人	2人	2人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者(支援者)数	0人	1人	1人
ペアレントメンター数	0人	0人	0人
ピアサポートの活動への参加者数(人)	0人	0人	0人

◆サービスの見込量

見込量は、事業実施状況等を勘案して算出しました。

◆見込量の確保策

本町が実施している在宅心身障害児集団指導事業(わくわく教室)において、ペアレントトレーニングを継続して実施するとともに、発達障がい者に関する支援としてのペアレントトレーニング等の支援プログラムについては、県等で実施するプログラムについての対象者への周知を行います。

また、ピアサポート事業等の家族等に対する支援体制については、広域での実施も含め検討しながら、関係機関と連携し、情報の発信に努めていきます。

### 3 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性やサービスを利用する人の状況に応じた柔軟な形態による事業を効果的・効率的に実施することを目的としています。

● 地域生活支援事業の種類と内容

	事業名	事業の内容
必須事業	理解促進研修・啓発事業	障がい者等が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。
	自発的活動支援事業	障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
	相談支援事業	障がい者等、その保護者・介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のための援助を行います。
	障害者相談支援事業	一般的な相談支援事業に加え、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置、地域の相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。
	住宅入居等支援事業	一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者等の地域生活を支援します。
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、障がい者の権利擁護を図ります。
	成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とするサービスです。
	日常生活用具給付事業	障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とするサービスです。
	意思疎通支援事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業です。
	手話通訳者・要約筆記者等派遣	
	手話通訳者設置	
	手話奉仕員養成研修参加者	
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的としたサービスです。
	地域活動支援センター事業	障がい者等が地域活動支援センターに通所をし、創作的活動、生産活動及び相談等を通じて、自立と社会参加の促進を図るとともに、家庭における介護の負担を軽減することを目的とするサービスです。
任意事業	日中一時支援事業	障がい者等の日中における活動の場を確保するとともに、障がい者等の家族の就労支援、障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とするサービスです。
	自動車改造費助成事業	重度身体障がい者が自ら運転する自動車、または介護を要する重度身体障がい者の移動のために使用する自動車を改造する場合に、それに要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会参加の促進と介護者の負担軽減を図ります。

● 地域生活支援事業の見込量

事業名	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施体制の有無	有	有	有
自発的活動支援事業	実施体制の有無	有	有	有
相談支援事業	基幹相談支援センター	有	有	有
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有
	住宅入居等支援事業	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	利用件数	1件	1件	1件
成年後見制度法人後見支援事業	実施体制の有無	無	無	無
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業利用件数	1件	1件	1件
	手話通訳者設置者数	0人	0人	0人
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	0件	0件	0件
	自立生活支援用具	1件	1件	1件
	在宅療養等支援用具	1件	1件	1件
	情報・意思疎通支援用具	1件	1件	1件
	排泄管理支援用具	96件	96件	96件
	住宅改修	0件	0件	0件
手話奉仕員養成研修事業	修了見込み者数(人)	1人	1人	1人
移動支援事業	利用者数(人)	0人	0人	0人
	利用延時間(時間/年)	0時間	0時間	0時間
地域活動支援センター事業	事業所数	2か所	2か所	2か所
	うち岩泉町内	1か所	1か所	1か所
	うち岩泉町外	1か所	1か所	1か所
	利用者数	16人	16人	16人
	うち岩泉町内	15人	15人	15人
	うち岩泉町外	1人	1人	1人
日中一時支援事業	事業所数	1か所	1か所	1か所
	利用者数	1人	1人	1人
自動車改造費助成事業	利用者数(人/年)	0人	0人	0人

◆サービスの見込量

見込量は、第6期障がい福祉計画期間の実績をもとに推計しました。

◆見込量の確保策

一定のサービス基盤の確保が進んでいる事業については、サービスの質的向上を図るとともに、事業内容などについて周知し、利用の促進を図ります。

町単独での実施のほか、宮古圏域での実施等、関係機関と連携しながら見込量の確保に努めます。

必須事業のうち未実施の事業については、実施について検討を続けます。

## 第4章 計画の進行管理

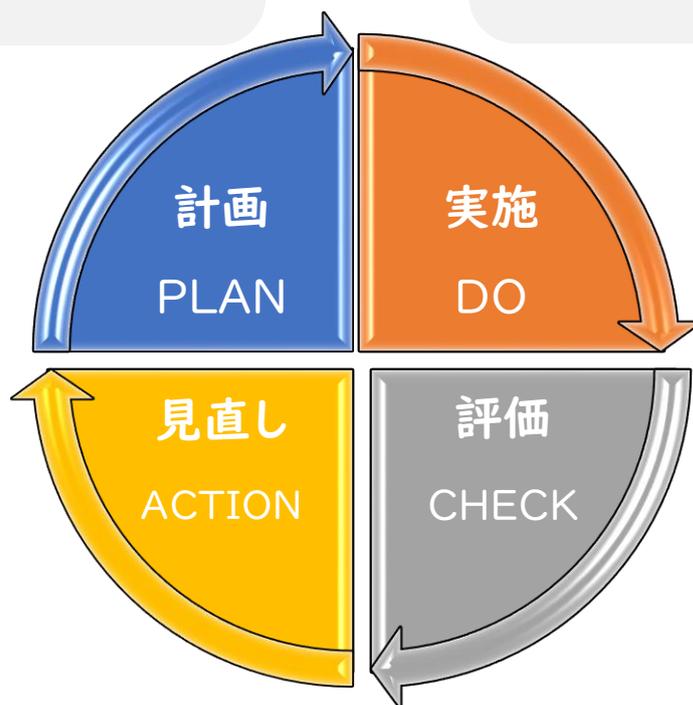
本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て(Plan)、実施(Do)、その進行状況を定期的に把握し点検・評価(Check)、したうえで、その後の取り組みに反映する(Act)、というPDCAサイクルの考え方に基づき、毎年度進行状況の点検と評価を行うとともに、事業の見直しを行います。

各事業の実施状況、目標達成状況、今後の実施方針等を担当課にて整理し、その結果を宮古圏域障がい者自立支援協議会において点検・評価を行い、施策・事業の一層の推進や計画内容の見直し、次期計画の策定等に適宜反映していきます。

### ● 障がい福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ

■ 国の基本指針を踏まえた成果目標、活動指標を設定し、障害福祉サービスの見込量や見込量確保のための方策等を定める。

■ 計画の内容を踏まえ、事業を実施する。



■ 中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、障がい福祉計画の見直し等を実施。

■ 成果目標及び活動目標は、少なくとも1年に1回実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえ、障がい福祉計画の中間評価として分析・評価を行う。

# 資料編

## Ⅰ 策定の経過

### (1) 地域座談会（岩泉町社会福祉協議会主催）

本計画の策定に当たり、地域住民の声を反映するため、岩泉町社会福祉協議会が各地区（6地区）で開催する「地域福祉座談会」に参加しました。

#### ●地域福祉座談会の概要

地区	日時	場所	出席数 (総参加人数)
岩泉地区	11月18日	町民会館	12名
小川地区	11月22日	小川生活改善センター	20名
大川地区	11月16日	大川基幹集落センター	21名
小本地区	11月25日	小本津波防災センター	17名
安家地区	11月29日	安家地区総合交流センター	19名
有芸地区	11月14日	有芸生活改善センター	13名

提供：岩泉町社会福祉協議会

### (2) 町内福祉関係団体連絡会議

町内の福祉関係団体の意見を反映するため、意見交換会を実施しました。

#### ●町内の福祉関係団体

(敬称略)

団体名	役職	代表者氏名
社会福祉法人岩泉町社会福祉協議会	会長	植村 敏幸
岩泉町民生児童委員協議会	会長	前川 超
岩泉町老人クラブ連合会	会長	石垣 正雄
岩泉町ボランティア連絡協議会	会長	内村 洋子
岩泉町身体障害者福祉協会	会長	佐藤 伸哉
岩泉町手をつなぐ親の会	会長	佐々木 茂幸
岩泉町母子寡婦福祉協会	会長	佐々木 まり子
NPO法人きぼうハウス	理事長	泉山 博直
NPO法人クチェカ	理事長	橋場 覚

### (3) 宮古圏域自立支援協議会

宮古圏域自立支援協議会の意見を反映するため、以下のとおり協議等を実施しました。

### (4) 策定経過

日 時	内 容
令和4年11月	地域座談会（町内6地区）
令和5年3月20日	町内福祉関係団体連絡会議
令和5年10月	精神科病院等からの地域移行希望調査 （岩手県保健福祉部障がい保健福祉課）
令和5年10月6日 ～26日	障がい福祉サービス利用者及び障がい児へのニーズ調査 （岩泉町町民課）
令和5年12月15日	第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画協議 （宮古圏域障がい者自立支援協議会実務担当者会議）
令和6年1月19日	第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画目標値協議 （宮古圏域障がい者自立支援協議会実務担当者会議）
令和6年2月16日	第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画意見聴取 （宮古圏域障がい者自立支援協議会）
令和6年3月21日	町内福祉関係団体連絡会議
令和6年3月11日 ～21日	パブリックコメント（町ホームページ）
令和6年3月22日	第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画素案協議 （宮古圏域障がい者自立支援協議会親会）
令和6年3月22日	岩手県からの意見聴取・回答

## 2 アンケート調査の実施

### (1) 調査の実施

本調査は、現在、令和6(2024)年度を初年度とする第3期岩泉町障がい者計画・第7期岩泉町障がい福祉計画・第3期岩泉町障がい児福祉計画の策定を進めるため、町民の福祉サービスの利用実態等を把握し、計画策定や施策推進に役立てることを目的として実施したアンケート調査です。

なお、アンケート調査内容は、宮古圏域障がい者自立支援協議会において検討を行ったものです。

### (2) 調査概要

項目	内容
調査対象者	障がい者(18歳以上) ※障がい福祉サービスを利用している方 障がい児(18歳未満) ※障害者手帳をお持ちの児童(保護者)
調査人数(配布数)	障がい者 130人 障がい児(保護者) 8人
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和5年10月6日～令和5年10月27日
回収数(率)	障がい者 104件(80.0%) 障がい児 5件(62.5%)

### 3 アンケート調査の結果

#### (1) 障がい者(18歳以上)

- 対象者 障害福祉サービス利用者 130名
- 回答者 104名(回答率80.0%)

#### ◆回答者の障がい種別(重複あり)

障がい種別	人数(人)	割合(%)
身体障がい	18	17.3
知的障がい	61	58.7
精神障がい	25	24.0
手帳なし	0	0

#### ◆回答者の家族構成

選択肢	人数(人)
単身(施設入所・グループホームを含む)	71
家族と同居	29
未回答	4

#### ◆主な介護者

選択肢	人数(人)
父母・祖父母・兄弟	19
配偶者	2
ホームヘルパーや施設職員	65
その他の人(ボランティア等)	6
未回答	12

#### ◆介護者の年齢

選択肢	人数(人)
10代	1
20代	0
30代	1
40代	1
50代	7
60代	2
70代	6
80代	4
未回答	82

◆外出の頻度

選択肢	人数(人)
毎日外出する	35
1週間に数回外出する	21
たまに外出する	30
まったく外出しない	15
未回答	3

◆外出時に困ること(複数回答)

選択肢	人数(人)
公共交通機関が少ない	22
列車やバスの乗り降りが困難	15
道路や駅に階段や段差が多い	14
切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい	12
外出先の建物の設備が不便	8
介助者が確保できない	8
周囲の目が気になる	8
発作や突然の身体の変化が心配	14
困ったときにどうすればいいのかの心配	26
未回答	41

◆平時日中の過ごし方

選択肢	人数(人)
会社勤めや自営業、家業などで収入を得て仕事をしている	8
ボランティアなど収入を得ない活動をしている	1
家事をしている	0
福祉施設、作業所等に通っている	59
病院などのデイケアに通っている	3
リハビリテーションを受けている	0
自宅で過ごしている	2
入所施設や病院等で過ごしている	29
大学、専門学校、職業訓練校等に通っている	0
その他(通所先で過ごしている)	1
未回答	1

◆仕事をしている場合、勤務形態

選択肢	人数(人)
正職員	1
正職員(短時間等配慮)	2
パート・アルバイト等	5
自営業	0
農林水産業	0
その他	0

◆現在働いている方の転職希望

選択肢	人数(人)
現在のところで働きたい	27
別なところで働きたい	7
働きたくない	1
わからない	1

◆障がい者が働く場合に必要な配慮(重複回答)

選択肢	人数(人)
障がい者向け求人情報の提供が充実	19
職場内での障がいの理解	37
障がいにあわせた働き方(内容・勤務時間)の配慮	43
通勤や移動に対して配慮・支援がある	21
就業希望者と事業主のニーズ調整	3
雇用先が増える	6
勤務先でのバリアフリー等の配慮	1
職場で介助・援助等が受けられること	76
就業後のフォローなど職場と支援機関の連携	13
その他(病院との連携・世の中からの見られ方)	2
わからない	32
未回答	10

◆障害福祉サービスの利用希望

サービスの種類	利用 している(人)	利用 したい(人)	利用 したくない(人)
就労移行支援	2	1	7
就労継続支援	46	4	6
自立訓練	3	3	5
生活介護	32	0	4
施設入所支援	29	1	2
共同生活援助	39	5	5
宿泊型自立訓練	1	1	8
居宅介護	0	4	7
重度訪問介護	1	1	7
行動援護	2	1	7
重度障害者等包括支援	1	2	7
同行援護	2	3	5
療養介護	1	2	7
短期入所	0	4	7
移動支援	1	4	6
日中一時支援	1	1	7
地域活動支援	11	3	7
生活サポート	2	2	6

◆本人の相談先（重複回答）

選択肢	人数(人)
家族・親戚	44
友人・知人	12
近所の人	1
職場の上司や同僚	6
施設の指導員など	69
サービス事業所の人	12
障がい者団体・家族会	1
医師・看護師など	27
病院ワーカー、ケアマネ	6
民生委員・児童委員	1
相談支援事業所	21
行政機関の相談窓口	3
その他	2

◆本人の情報入手先（重複回答）

選択肢	人数(人)
本、新聞、ニュースなど	28
行政機関の広報誌	15
インターネット	7
家族、友人	14
サービス事業所の人	77
障がい者団体・家族会	3
医師・看護師など	24
病院ワーカー、ケアマネ	16
民生委員・児童委員	1
相談支援事業所	34
行政機関の相談窓口	2
その他	0
未回答	33

その他の内容

・相談できる人がいない ・施設の苦情相談受付委員

◆災害時ひとりでの避難

選択肢	人数(人)
できる	42
できない	42
わからない	19
未回答	1

◆近所に本人を助けてくれる人の有無

選択肢	人数(人)
いる	34
いない	23
わからない	44
施設入所中	3

◆災害が起こった際の不安

選択肢	人数(人)
状況が伝わってこない	28
避難する際の不安	29
避難先での不安	34
その他	0
未回答	13

◆避難所で困ると思われること(複数回答)

選択肢	人数(人)
食事等の日常生活	72
プライバシー保護	24
コミュニケーション	45
介助・介護	21
薬や医療	57
補装具・日常生活用具	6
親族との連絡	17
未回答	9

◆障がいに対する住民理解を深めるために必要なこと

選択肢	人数
障がい福祉についての理解啓発	28
ボランティア活動や人材育成への支援	4
障がい者との交流を通じた理解促進	14
学校における福祉教育の充実	3
障がいに関する講演会・学習会	4
福祉的就労や生産活動の提供	8
地域住民との交流機会の促進	11
障がい者の地域活動参加の促進	7
その他	2
未回答	23

その他の内容

・すべてが必要なことだと思う。

◆暮らしやすくなるために特にしてほしいこと

選択肢	人数(人)
毎日の生活の手助け	6
外出(買い物等)の支援	16
障がい者に対する理解促進	14
就労場所	13
余暇活動	16
就労に向けた訓練をする場所や支援機会	0
外出しやすい環境・交通の利便性	11
交通機関の利便性	0
障がいに適した設備・住宅の整備	2
入所施設や短期入所施設の整備	3
グループホームの増	2
いつでもなんでも相談できる窓口	6
その他	2
未回答	13

その他の内容

- ・定期的な通院に医療費が負担負担となるので安定して専門の医師がいる(遠方)病院に通えるような体制になってほしい。
- ・今のままで十分

◆障がい者の福祉に関する情報の入手方法

選択肢	人数(人)
十分	24
やや十分	27
まったく不十分	7
わからない	46

◆情報取得のために必要だと思う取組み(複数回答)

選択肢	人数(人)
障がいの特性に応じて情報を取得する方法が選択できること	47
自分で24時間365日、必要な時に情報を取得できること	13
自分が必要としている情報だけを取得できること	21
スマートフォン等のモバイル機器を活用して、情報を取得できること	20
今までどおり書面で情報を取得できること	28
相談窓口で、対面により情報を取得できること	26
電話やFAXで情報を取得できること	10
最新の技術を使用し、容易に情報を取得できること	6
住んでいる地域にかかわらず、等しく情報を取得できること	24
障がい者でない方と同じ内容の情報を、同じタイミングで取得できること	18

◆障害者支援アプリの利用

選択肢	人数(人)
利用したい	19
内容によっては利用したい	21
利用しない	18
わからない	46

◆障がいのある人が暮らしやすくなるために必要なこと、その他(自由記載)

- ・何でも相談できる人がいるといい。
- ・地域の人との交流
- ・障害者を支援してくれる施設をもっと増やしてほしい。
- ・障害者雇用の職場が増えて欲しい。
- ・それぞれ困っている事とかは人によって違うと思うのでその人に合った支援をすればいいと思う。
- ・障がいがある人の意見を支援者側が反対して何かを進めていくことをやめてほしい(日常生活・仕事など)役場の書類の字が小さいから大きくしてほしい→視覚障がいの私だけでなく、障がいない人にも見やすくなると思う。
- ・電話だけでなくメールで役場や支援機関と話してきたら良い。
- ・家族/支援ワーカー(ハートフル等)さんの意見も大切ですが、障がいある人本人の意見にもしっかり耳を傾けてほしいです。本人が過ごしやすい様に環境を整える事が QOL に繋がると思います。
- ・働く場所を増やしてほしい。
- ・まだまだ障がい者を見る周りの目がイヤな気持ちにさせる。(みんな、そうではないが。)外出時とか時々ある。あまり気にしないようにとは思いますが、やっぱり気になってしまう。

- ・弱き者に優しい世の中になってほしい。
- ・今は自分も元気だが歳をとってからが心配。施設に入った場合とか。心配はつきない。
- ・障がいがある人がバリアフリーで段さのない住宅や理解のある町づくりをして、すみやすい環境が出来ればいいと思います。
- ・障がいがあっても、仕事や余暇活動を行うことができ、生きがい、やりがいを持った生活ができる環境を望みます。今の町内事業所が継続できるといいですね。
- ・年金の金額を上げてほしい。
- ・役場など公共の団体で福祉情報サービスを一切教えてくれなかったのが今まで受けられるサービスが受ける事が出来ませんでした。こういうアンケートを頼むのであればちゃんとその結果を生かして欲しいです。依頼するだけしてそのままにしているのではあれば何の意味も有りません。
- ・岩泉は特に子供園から高校までの障害者に対する理解に対する授業や教育場面が少な過ぎるとおもいます。小さい時からの理解力が大事です。もっともっと考えて下さる様御願いします。大人の障害者に対する優しさの無さ、厳しさを痛感します。もっと情報を役場で細かく教えて欲しいです。
- ・障がい者ですが、健常者と同じで普通に働きたい。
- ・今は盛岡市のグループホームでくらしていますが老後が心配。
- ・家族(兄さん)も定年だし、障がい者年金もらってないのでお金のことが心配。
- ・相談したくても、誰にどのように説明したら良いのかわからないので、はっきりさせてほしい。
- ・資料などを渡されてもよく理解できない。できれば直接、話を聞きながら、相談をしながら対応してほしい。

(2) 障がい児(保護者)

- 対象者 障がい者手帳所持 8名
- 回答者 5名(回答率62.5%)

◆対象児の所属

種別	普通学級(人)	支援学級(人)	特別支援学校(人)
就学前	1	0	0
小学校	0	0	0
中学校	0	1	1
高等学校	1	0	1
その他	0	0	0

◆主な介護者

選択肢	人数(人)
父	0
母	5
学校の先生	0
その他	0

◆介助をする際の困りごと

- ・中学生になり怒ったときのパワーがありすぎて、どうしてよいかわからない。
- ・体調が悪い時に、介助をするのが大変。
- ・パニックを起こした時など止められなくなってきた。

◆外出の頻度

選択肢	人数(人)
毎日外出する	4
1週間に数回外出する	1
たまに外出する(月に数回)	0
まったく外出しない	0

◆外出時に困ること(複数回答)

選択肢	人数(人)
公共交通機関が少ない	1
列車やバスの乗り降りが困難	1
道路や駅に階段や段差が多い	1
切符の買い方等がわかりにくい	0
外出先の建物の設備が不便	2
介助者が確保できない	0
外出にお金がかかる	1
周囲の目が気になる	2
発作や突然の身体の変化が心配	1
困ったときにどうすればいいのかの心配	1
その他	1
未回答	0

その他の内容

・子どもが行きたい所以外はいけないので、買物もままならない。

◆障害福祉サービス、障害児通所支援の利用見込み

	現在の利用(人)			今後の利用希望(人)		
	あり	なし	未回答	あり	なし	未回答
児童発達支援	0	5	0	1	3	1
医療型児童発達支援	0	5	0	1	3	1
放課後等デイサービス	0	5	0	0	3	1
保育所等訪問支援	0	5	0	0	3	1
居宅訪問型児童発達支援	0	5	0	0	3	1
短期入所	0	5	0	2	2	1
移動支援	0	5	0	0	4	1
日中一時支援	1	4	0	0	4	1
居宅介護	0	5	0	0	4	1
重度訪問介護	0	5	0	0	4	1
行動援護	0	5	0	0	4	1
重度障害者等包括支援	0	5	0	1	3	1
同行援護	0	5	0	0	4	1

## ◆相談先(複数回答)

選択肢	人数(人)
家族・親戚	3
友人・知人	5
近所の人	0
職場の上司や同僚	1
施設の指導員など	0
サービス事業所の人	0
障がい児団体・家族会	0
医師・看護師など	2
民生委員・児童委員	0
こども園、学校等の先生	2
相談支援事業所	0
行政機関の相談窓口	0
インターネット等の悩み相談	0
その他	0

## ◆情報入手先(複数回答)

選択肢	人数(人)
本、新聞、ニュースなど	0
行政機関の広報誌	0
インターネット	3
家族や親せき、友人・知人	2
サービス事業所の人	0
障がい児団体・家族会	0
医師・看護師など	1
民生委員・児童委員	0
こども園、学校等の先生	2
相談支援事業所	0
行政機関の相談窓口	0
その他(情報収集していない)	1

## ◆障がいに気づいてから悩んだこと、不満に思ったこと(複数回答)

選択肢	人数(人)
どこに相談すればよいかわからず悩んだ	3
親族の理解を得ることが難しかった	0
発達支援機関が近くになく遠方まで通った	4
相談機関が変わるたびに同じ説明をすることに嫌気がさした	1
育児に疲れ家族を支えてくれる支援機関がほしいと思った	0
地域社会の理解がないことに悩んだ	1
その他	0

## ◆学校教育終了後、社会参加する際に望む福祉施策(複数回答)

選択肢	人数(人)
就業できる場所の充実	4
障がい者就業・生活支援センターの充実	2
職業訓練機関の整備	0
障がいの特性に応じた作業所などの充実	3
入所施設の充実	2
レクリエーション・学習活動を行う施設の充実	1
その他	0

◆災害発生時、近所に本人を助けてくれる人の有無

選択肢	人数(人)
いる	1
いない	1
わからない	3

◆災害が起こった際の不安

選択肢	人数(人)
状況が伝わってこない不安	2
避難する際の不安	1
避難先での不安	2

◆避難所で具体的に困ると思われること(複数回答)

選択肢	人数(人)
食事・トイレ・入浴等の日常生活	3
プライバシー保護	2
コミュニケーション	2
介助・介護	1
薬や医療	0
補装具・日常生活用具	0
親族との連絡	1
その他	0

◆障がい児福祉に関する情報の入手方法

選択肢	人数(人)
十分	0
やや十分	1
まったく不十分	1
わからない	3

◆情報取得のために必要だと思う取組み(複数回答)

選択肢	人数
障がいの特性に応じて情報を取得する方法が選択できること	4
自分で24時間365日、必要な時に情報を取得できること	0
自分が必要としている情報だけを取得できること	1
スマートフォン等のモバイル機器を活用して、情報を取得できること	4
今までどおり書面で情報を取得できること	0
相談窓口で、対面により情報を取得できること	1
電話やFAXで情報を取得できること	0

最新の技術を使用し、容易に情報を取得できること	1
住んでいる地域にかかわらず、等しく情報を取得できること	2
障がい者でない方と同じ内容の情報を、同じタイミングで取得できること	1

◆障がい者支援アプリの利用

選択肢	人数(人)
利用したい	2
内容によっては利用したい	3
利用しない	0
わからない	0

◆障がいに対する住民理解を深めるために必要なこと(複数回答)

選択肢	人数(人)
障がい(者)福祉についての理解啓発	1
ボランティア活動や人材育成への支援	1
障がい者との交流を通じた理解促進	1
学校における福祉教育の充実	3
障がいに関する講演会・学習会	0
福祉施設の地域住民への開放、福祉的就労や生産活動の提供	2
地域住民との交流機会の促進	0
障がい者の地域活動参加の促進	0
その他	2
未回答	1

その他の内容

・自分の身近に障がい者がいる人でなければ理解できない。

◆障がいのある人が暮らしやすくなるために必要なこと、その他（自由記載）

- ・周囲の人の理解は必要だが、障がい児と一緒に生活している家族でなければ理解できないと思う。
- ・家族は周囲の目や、心ない言葉に疲れ切っている中、子どもにとって良いことを探しているが遠方にしか預ける場所がなく、毎日の送迎も大変になっている。
- ・介助する家族が助かるようなサービスを充実させてもらいたい。
- ・一日でも長く親が元気で、子どもと一緒に暮らせることが一番子どもにとっての暮らしやすさだと思う。
- ・地域の理解と協力する心が必要。
- ・障がいのある人とその家族が安心して相談したり活動できる場が欲しい。
- ・将来へつながる（自立につながる）取組み。
- ・同じような境遇の人が集まって分かち合える場が必要。
- ・金銭面、労働の場のサポートが欲しい。
- ・町で実施している障がい児サービスがわからない。
- ・学校での会議には子どもを連れていけないので、家で見てくれる人がいない時に困る。
- ・保健師に聞きたいことがあっても役場に行くことが大変。聞きたいことを聞ける環境が必要。
- ・親が倒れた時にどうしようか悩む。

岩泉町

第4期障がい者計画

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

---

2024年(令和6年3月)策定

発行 岩泉町

編集 岩泉町 町民課 地域福祉室

〒027-0595 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畑 59 番地5

電話 0194-22-2111 FAX 0194-22-3562